

56-R-007

通信回線問題をめぐる各界提言・
要望とその比較・対照・解説

昭和 57 年 3 月

JIPDEC

財団法人 日本情報処理開発協会

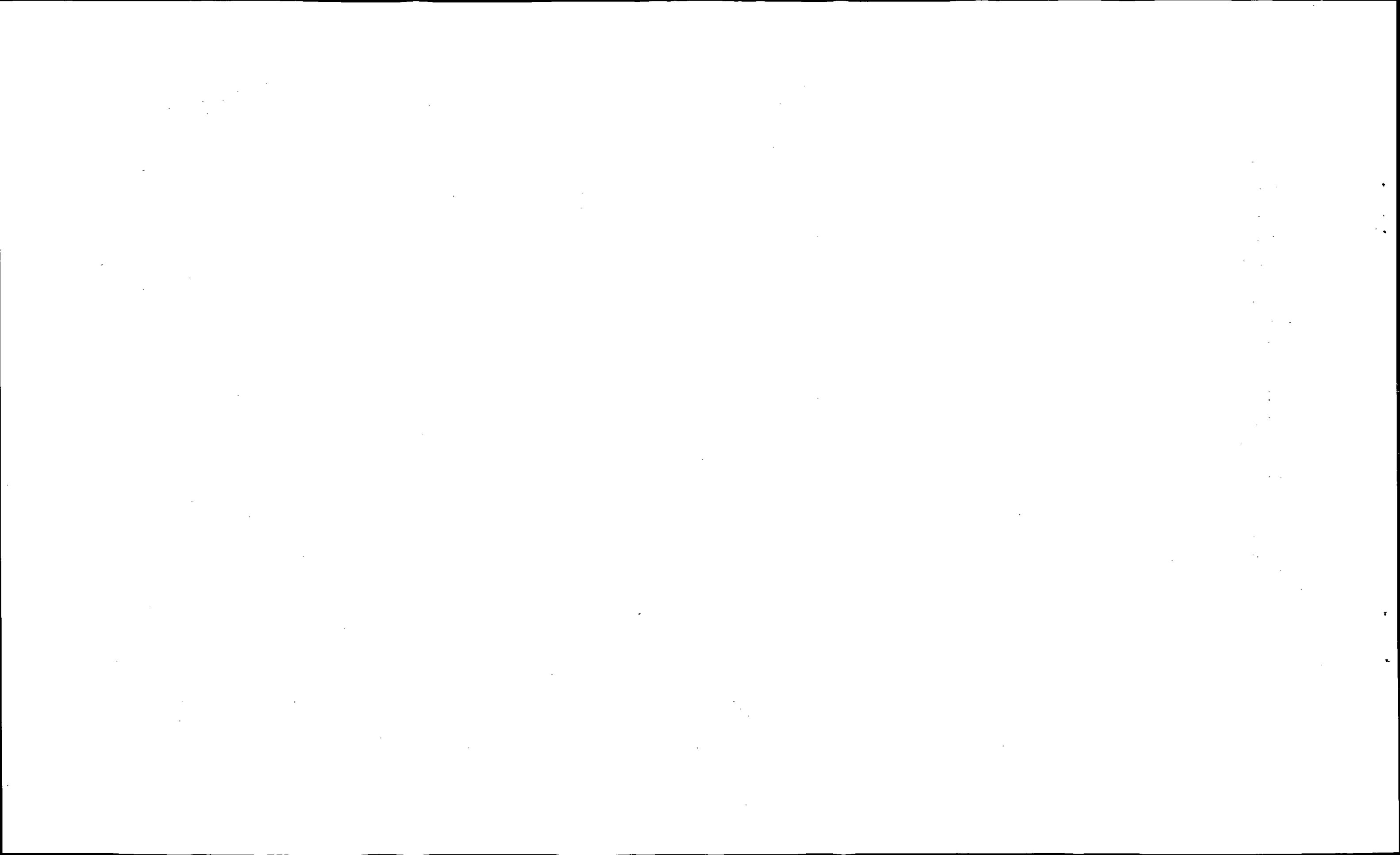
この報告書は、日本自転車振興会から競輪収益の一部で
る機械工業振興資金の補助を受けて昭和56年度に実施した
「情報化の推進に関する調査研究」の一環としてとりまと
めたものであります。



発表日	昭55.12	昭56.4.8	昭56.6.15	昭56.6.25	昭56.7	昭56.7.28	昭56.8.22	昭56.8.24	発表日	昭56.10		昭56.12	昭57.2	昭57.2.10	昭57.4	昭56.6.9	発表日
提言者	政策構想フォーラム	日本情報センター協会	産業構造審議会情報産業部会	EDPユーザー団体連合会	行政管理庁	経済団体連合会	情報産業振興議員連盟	電気通信政策懇談会	提言者	全国電気通信労働組合	電電公社（新聞報道等による）	郵政省（昭和56年12月案）（国会不提出）	電気通信ユーザー協議会	臨時行政府調査会	行政事務簡素化法案中の公衆法改正関係（第33条）	オンライン推進委員会改め汎ネットワーク推進委員会	提言者
梓つけ	(p15)	(p21)	(p27)	(p37)	(p43)	(p53)	(p59)	(p63)	梓つけ	(p79)		(p87)	(p95)	(p101)	(p115)	(p119)	梓つけ
志向	独占と競争の現在、通信資源の有効活用	原則自由	実態にあわなくなった規制は撤廃		電信電話的業務を除き現行規制廃止	原則自由	制限撤廃	原則自由	志向	ネットワークは一元所有、運営回線利用については、電信電話的業務等を除き自由化	原則自由	①情報処理のための回線利用は原則自由 ②通信サービス分野に民間VAN業者参入を一定条件の下に認める	完全自由	不特定多数を相手にもつばらメッセージスイッチングを行うシステムを除き自由	（自由化への中間措置的色彩）	完全自由	志向
共同使用	完全自由	原則自由		完全自由		原則自由	MSG交換を含む自由化	MSG交換規制残存	共同使用		原則自由	ポジ方式であるが事実上完全自由に近い（但しMSG通信は「緊密関係」に限る）	完全自由		個別認可制度は廃止MSG交換は「緊密関係」のみ可	完全自由	共同使用
他人使用	完全自由	データ通信のときMSG交換自由に		完全自由		データ通信のときMSG交換自由に	MSG交換を含む自由化		他人使用		データ通信のときMSG交換自由に	制限緩和（「情報通信業」ということは消えた			他人使用回線を介するコンピュータ/コンピュータ接続可	完全自由	他人使用
「情報通信業」								「情報通信業」に対する「許可制等」	「情報通信業」			基幹的サービス以外はなんの規制もと民間も				「情報通信業」概念に反対	「情報通信業」
VAN	原則自由			出現を待望		認める方向で検討すべし		（上に含ましめる）	VAN			特定付加価値データ伝送業務 原則自由 公衆付加価値データ伝送業務 事業規制	民営企業の参入がこの分野の発展につながる		今回は見送り	完全自由	VAN
接続				（公-特-公）を含む完全自由		（公-特-公）を含め緩和	（公-特-公）についても不特定多数対象を除き、自由化	（公-特-公）個別認可	接続		公-特は原則自由 公-特-公はデータ通信の時個別認可	ネガリスト制の原則自由 公-特-公は個別認可		個別認可のときも認可基準を明示	公-特は自由 公-特-公は個別認可	ネガリスト制前提の原則自由	接続
処理サービス（市場）		公社と平等形態認容	民間が不利とならぬよう環境条件の整備		独算確保、収支区分明確化	公正競争条件		分野調整、公正競争条件	処理サービス（市場）	公正競争条件の設定						公正競争市場	処理サービス（市場）
料金		オンラインは電話と別体系料金で	オンラインには別体系料金	オンラインには別体系料金		遠近格差是正		決定手段再検討	料金				遠近格差是正水準引下				料金
組織論	民業を圧迫する部門は分離				（経営のあり方を検討の要）	（引きつづき検討）		事業部制導入	組織論	民営化反対	現状案、民営化案、中間案			（ATT方式、民営、分割案）			組織論
改革手順	情報・通信基本法の設定 公衆法の全面改正 データ通信法は反対	公衆法改正	関連法制の改正			関連法制の抜本見直し	現行法下でも可能なものは速やかに実施	公衆法改正新法制定	改革手順	（電気通信審議会の独立）	出来る限り早期に実現	公衆法改正付加価値データ伝送業務については新法			行政事務簡素化法中で公衆法改正細目は郵政省令	当面令改正基本：3法全面見直し	改革手順
新情報サービス						DBS育成 社会情報システムの開発促進			新情報サービス	積極的に対応					今後、研究・発言の対象		新情報サービス

* 考えられる梓つけの種類

- ①法令による直接規制（ポジリスト、ネガリスト両様があり得る）、②規程の認可権による間接規制（ポジリスト、ネガリスト両様があり得る）
- ③個別の事例ごとの審査認可（個別認可）、④届出制（条件付と無条件の両様があり得る）



はじめに

近年、新データ網DDXの回線交換サービス、パケット交換サービス等の開始とともに、ネットワークの多彩な利用の道が開かれつつある。

また、こうした事情だけでなく、通信回線をより自由に、多様な形態で利用を図ろうとする動きが高まっており、各界から通信回線自由化のための要望等が多く提出された。

当財団では、かねてより「汎ネットワーク推進委員会」を設置して、オンライン・システムに関する調査研究を行ってきたが、ここに各界の勧告・提言・要望等を集成し、その比較・対照・解説を試み、その成果をとりまとめた。

本報告書が広く関係方面に利用され、わが国ネットワーク利用発展の一助となれば幸いである。

最後に、調査研究にあたって、ご尽力頂いた「汎ネットワーク推進委員会」委員、「同専門委員会」委員、その他関係各位に心より感謝の意を表します。

昭和 57 年 3 月

昭和56年度汎ネットワーク推進委員会

(敬称略50音順)

委員名	会社名・役職
稲葉秀三	(財)産業研究所 理事長
大野達男	野村コンピュータシステム(株) 会長
赤司正記	(株)市況情報センター 常務取締役
井上正一	三洋電機(株) 管理本部情報センター所長
小笠原謙蔵	慶応大学 工学部管理工学科講師
川田博雄	ヤマトシステム開発(株) 取締役
北村亨	全日本空輸(株) 情報管理部長
榊原利明	モービル石油(株) 経営科学部長
勝田正之	日本電子計算(株) 会長
末永康明	日本通運(株) 中央情報システムセンター所長
富田潔	味の素(株) システム物流部 副部長
野垣内章	近鉄航空貨物(株) 常務取締役
柳井朗人	(株)電通国際情報サービス 技術顧問
角田周一	通商産業省機械情報産業局 電子政策課課長補佐
田中京之介	日本情報処理開発協会 技術調査部付参与

昭和56年度汎ネットワーク推進専門委員会

委員名

(敬称略 50音順)

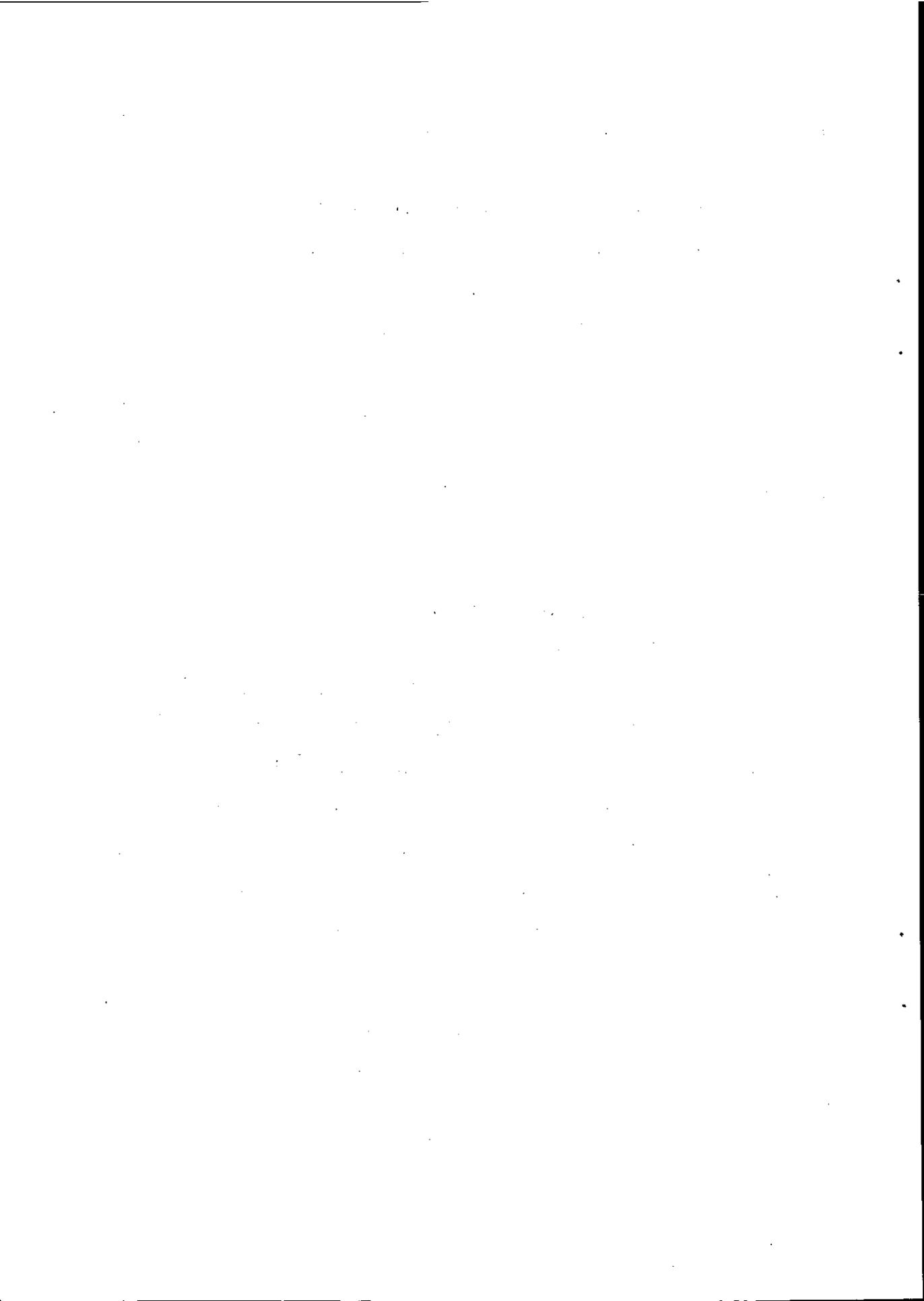
委員名	会社名・役職
石橋 衛	三洋電機(株) 情報センターシステム開発一部 部長
市村 高平	野村コンピュータシステム(株) 企画調査室 室長
上原 正照	モービル石油(株) 経営科学部システム開発課 コンサルタント
小笠原 謙蔵	慶応大学 工学部管理工学科講師
小嶋 國雄	(株)市況情報センター 管理部長
貞 広善正	日本電子計算(株) オンライン開発室ヘッドプランナー
渋谷 順正	(株)高島屋 情報管理部運営管理係長
千葉 恭弘	(株)電通国際情報サービス システム開発部
西田 欣司	全日本空輸(株) 情報管理部 計画課副長
野垣内 章	近鉄航空貨物(株) 常務取締役
山本 輝夫	ヤマトシステム開発(株) 銀座営業所 所長
米沢 靖雄	日本通運(株) 中央情報システムセンター 運用課 課長代理
田中 京之介	当財団 技術調査部付 参与

目 次

(最終の汎ネットワーク推進委員会提言を除き発表月順)

比較表	
はじめに	1
昭和 56 年度汎ネットワーク推進委員会	2
昭和 56 年度汎ネットワーク推進専門委員会	3
解 説	7
資料 1. 活力ある分権的情報社会へ(政策構想フォーラム)	15
資料 2. 通信回線問題に関する要望書(社)日本情報センター協会	21
資料 3. 80 年代の情報化および情報産業 豊かなる情報化社会への道標 (通商産業省・産業構造審議会 情報産業部会答申)	27
資料 4. 通信回線利用制度改善に関する要望書 (EDP ユーザー団体連合会)	37
資料 5. データ通信に関する行政監察結果に基づく勧告 (行政管理庁)	43
資料 6. 情報化の推進に関する提言(社)経済団体連合会	53
資料 7. 情報産業の発展と通信回線問題について (情報産業振興議員連盟)	59
資料 8. 80 年代の電気通信政策のあり方(抄) (電気通信政策懇談会)	63
資料 9. 今後における公衆電気通信事業のあり方 (全国電気通信労働組合)	79

資料 10.	(郵政省報道発表資料) データ通信自由化について (郵政省)	87
	公衆電気通信法の一部を改正する法律案の内容 付加価値データ通信業務に関する法律案の内容	
資料 11.	ユーザー白書 - 昭和 57 年版追補 - (抄) (電気通信ユーザー協議会)	95
資料 12.	データ通信利用制度の自由化に関する調査報告書 (抄) (日本データ通信協会)	103
資料 13.	臨時行政調査会答申 (臨時行政調査会)	105
資料 14.	データ通信自由化について (意見メモ) (経団連・情報処理懇談会)	107
資料 15.	データ通信自由化問題について (自由民主党政務調査会 会長 田中六助)	109
資料 16.	データ通信利用制度について (自由民主党行財政調査会長 橋本竜太郎)	111
資料 17.	行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象 の消滅等による法律の廃止に関する法律案要綱 (抜萃) 行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象 の消滅等による法律の廃止に関する法律案 (抜萃)	116 117
資料 18.	電気通信制度の転換期に際し新たな情報ネットワーク化社 会展望のための提言 (汎ネットワーク推進委員会)	119



解 說

解 説

昭和 57 年度春季通常国会において、公衆電気通信法（以下、公衆法という）改正案が提出され（正確には、「行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案」が提出され、その第 33 条で公衆法が改正される）、いわゆる第二次回線開放問題が漸くひとつの結実を見ようとしている（昭和 57 年 5 月現在）。

なお、上記法律案が国会を通過成立したならば、おそらく昭和 57 年夏に、公衆法改正に伴う細目が郵政省令をもって規定され、さらにこれを受けて日本電信電話公社のデータ通信規程関係の手直しが行われるものと考えられる。

ここに至るまでの約 1 年半にわたり、回線自由化をめぐり直接間接関係するすべての機関、団体などから、要望書、意見書、提言などが相次いで提出され、未曾有の論議がつづいた。今回の公衆法改正には、衆目のみるところ未解決の問題もあり、また法改正の実体は郵政省令をまたなければ必ずしも明らかでない面もある。

しかし、今回の問題の所在を明らかにし、もし積み残された局面があるならば、公正な論議が継続され、立場を超えたよりよき情報化社会実現のため、その一中心支柱であるオンラインシステム像の正確な理解と発展を所期するために、この 1 年有余の議論のあとを、公式に発表された提言等の集成資料として記録にとどめることは、まさに今日必要であると信じて、本資料集が編纂された。

1. わが国におけるオンラインシステムをめぐる制度的環境

わが国の電気通信を律する法律には、組織法は別として、有線電気通信法、公衆法、電波法の3法がある。

わが国の人または法人は、特段の事由があるときは、郵政大臣の認可があるとき、自己の手で通信回線を設置保有することができる（私設回線という）。

しかし一般には、通信回線の設置保有は、国内回線については日本電信電話公社の、国際回線については国際電信電話株式会社の独占するところとなっている。

さて、コンピュータの機能と通信の機能を一体として情報を処理、伝送、提供するシステムをオンラインシステムという（公衆法ではほぼ同義の概念をデータ通信という）。

オンラインシステムは、それがある1社の中で完結するシステムであるとき（自己の情報のみを扱い、他人の情報は全く関係しないとき）は、単独システムとして、技術的基準に従う以外、異種回線の接続（後述）を除き、制度的制約は存在しない。

これに反し、次の場合には公衆法による回線利用制限が存在する。ただしここでは概要を抄記するにとどめる。

(1) 共同使用制限

別人格の人または法人が、同一の回線を共同で使おうとするとき

制限：共同使用者間に法令で規定された業務関係または通信の態様のあることが必要であり、内容を変更することのない情報のやりとりはできない。

(2) 他人使用制限

人または法人が、自己の契約した回線を他人に使わせようとするとき

制限：原則として、情報は送出端末から処理コンピュータに達した後、処理結果は原情報送出端末にのみ戻らねばならず、別個の端末に伝送されてはならない。また、内容を変更することのない情報を扱うことはできない。

(3) 相互接続制限

オンラインシステムで使う通信回線には、公衆通信回線と特定通信回線などがあるが、コンピュータを介して公衆通信回線と特定通信回線を接続しようとするときは、郵政大臣の個別認可を必要とする。昭和46年公衆法改正以前は、公衆通信回線と特定通信回線との相互接続は、原則として禁止されていた。以上のような制限の下に一般的にオンラインシステムを認知したことが、昭和46年公衆法改正であって、第一次回線開放といわれる。

しかし、昭和48年ごろから、このような制約の下では不便が多いとし、オンラインシステム発展のため、一層の制度的緩和ないし利用制限の完全撤廃を求める声が漸次高まった。

2. 昭和51年における他人使用制限の一部緩和

昭和51年に至り、他人使用において、共同使用関係にある複数の者の端末と、共同使用関係にある複数の者のコンピュータとを含むオンラインシステムが、一定の条件の下に認められることになった。

3. 海外事情の推移

アメリカにおいては、1966年から1971年にわたり、情報処理と通信の境界をめぐる公けの論議がつづき、1971年、FCC（連邦通信委員会）のいわゆる第一次裁定として結着をみた。これは、情報処理圏と通信圏の双方に、他圏と相重なるグレーゾーンの存在を認め、相方ともにそのグレーゾーンの一定範囲を逸脱しないように — 具体的にはコンピュータ・メーカーおよび情報処理業者と、通信業者の守備範囲を分離し調整する意味合いがあった。

次いで1976年には、独占禁止法的なアプローチから、アメリカにおいて通信回線の再販売が認められ、またシェアリング・ユースの完全自由化が実現した。

さらに1979年に至り、FCCは情報処理と通信処理をめぐる第二次裁定を行い、基幹通信業についてはFCCの規制下におくが、情報処理を伴う通信あるいは付加価値通信は完全に自由とし、基幹通信業者が情報処理業ないし付加価値通信業

を行なうときは、完全に分離された別法人によるべきことを定めた。

○ 欧州各国においては、

1975年ごろまでは比較的わが国と類似した回線利用制限が存在したが、アメリカにおける動向の影響もあり、1976年ごろから西独など少数国を除き徐々に回線自由化の方向に傾いた。とくに英国においては1981年の新通信法により、従来の郵電公社から電気通信公社が独立すると共に、従来の回線利用制限を3段階の手順を経て完全自由化する計画が公表されている。

○ なお、欧米においては共同使用と他人使用の区別はない。

4. 第二次回線開放の要旨（5月現在の見込）今回の公衆法改正法案が成立すれば 今回の公衆法改正法案が成立すれば

(1) 共同使用

- 共同関係の成立条件そのものは緩和されよう。
- メッセージ交換（内容を変更することのない情報の伝送、交換）問題については、「緊密な関係」を有する同志の間でのみ認める。

(2) 他人使用

- 他人使用回線を介するコンピュータ / コンピュータ・リンクが可能となる。
- 中小企業者に対する他人使用制限がある程度緩和される見込だが、見体的には省令をまたねば不明。

(3) 相互接続

- 公-特、の接続は自由化。
- 公-特-公、の接続は大臣個別認可。

(4) 付加価値通信業の認容

- 今回は見送りとなった。

5. 従来問題とされ、今後も引きつづき問題となるであろう論点

○ 今回の第二次回線開放は、上述のように完全なものではない。従って、57年夏

以降、まず、改正法の実体を規定する省令の解釈・運用をめぐって議論が再燃する可能性があり、とくに今回残されたVAN（付加価値通信業）の内容の是非をめぐっては議論は継続されるであろうと思われる。

ここには、頭掲の諸提言等の論点の主なものを掲げて、今後の回線問題検討の参考にしたい。

① 回線自由化の内容と手順

回線の「電信電話（的）利用」は公社独占でよいとするのが大勢だが、この点を除き「自由化」の意味する内容と自由化への手順については、立場により考え方により議論は一致しない。たとえばある程度の許認可制ないしそれに準ずる枠組の中の自由化も現実的自由化であるとする論もあり、このような枠組下の自由とは自己矛盾語で自由化とは認め難いとする議論もある。

② メッセージ通信ないし交換

ここ1年有余の議論の60%は、結局オンラインシステムにおけるメッセージ通信ないし交換の是非論に費されている。

現実問題として、データ処理に「伴なう」メッセージ通信には多くの立場が寛容であるが、正式な議論ともなれば「伴なう程度」や、完全なメッセージ通信（交換）は認論に至っては議論の一致を見ない。

③ やむを得ない規制の方法論

大局的な観点から、仮に一定の利用制限を認容するにしても、その方法論として、いわゆる「ポジリスト方式論（是認項目列挙）」と「ネガリスト方式論（否認項目列挙）」が併立し、一致を見ない。

④ 付加価値通信業

最大の論点のひとつである。一定の水準をもつ場合に、付加価値通信業を認め

ようとする考えと、一定の水準という条件が「事業規制」につながるとし、そのような規制を必要とする時代ではないとする等の反論がある。

なお、そもそも付加価値通信業の概念についても各種の立場で認識・定義が一致しているわけではない。

⑤ 共同・他人使用の分別への疑問

実際には、ユーザーが共同使用申請を便と思うときは共同使用で申請し、他人使用申請の方を便と思うときは他人使用申請を行なっている。完全な自由化の暁には、両者の分別は論理的には無用のものとなる。この観点からの現行制限批判と、当然これに対し共同・他人使用の基本的性格の差を説く反論もある。

⑥ 制度論と料金論の乖離

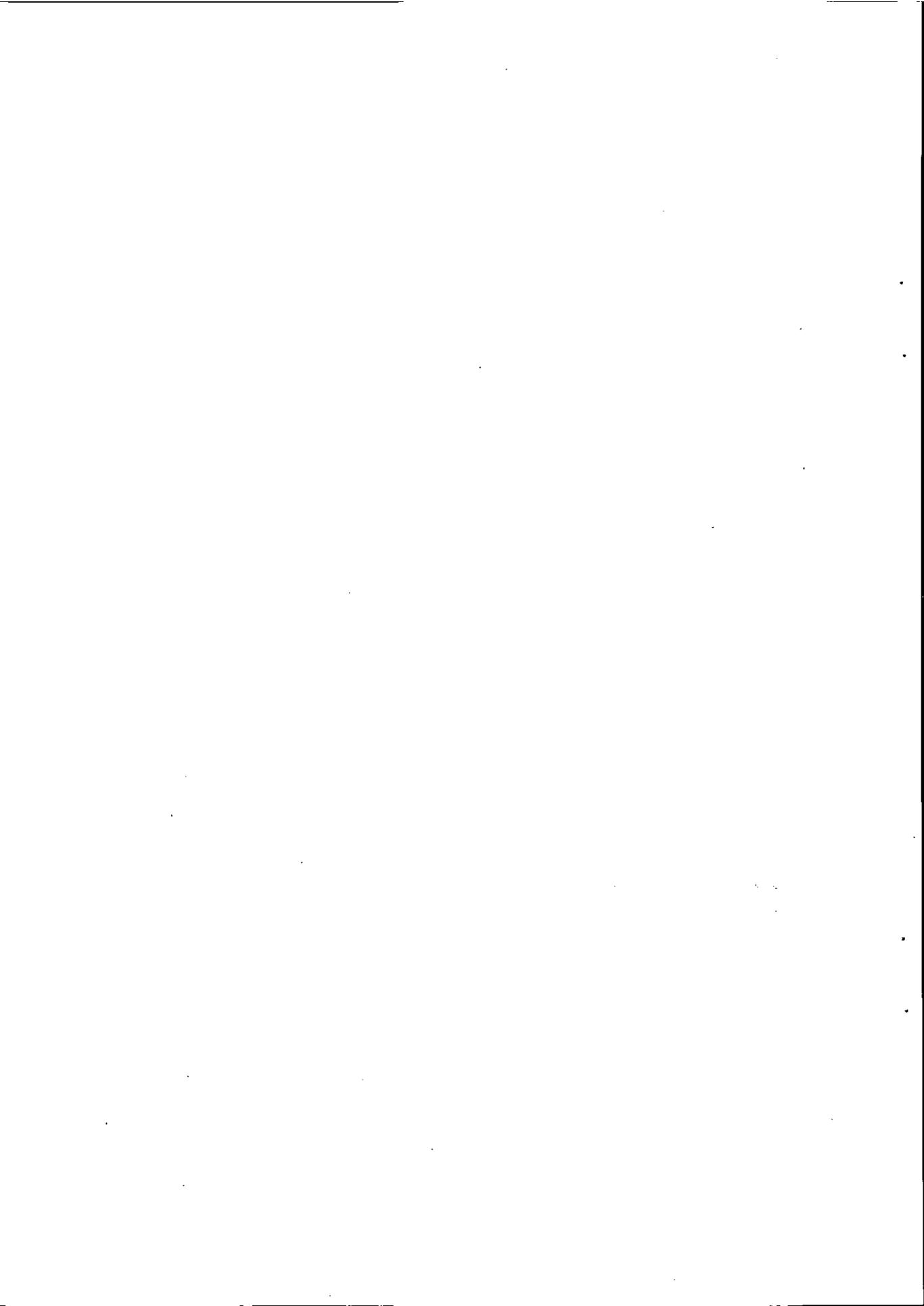
以上の論点はおおむね制度論的の制度論であって、料金体系・水準・設定手続論は別個に論じられ、必要な制度論と料金論との対応が必ずしも十分に行われていない、とするみかたがないではない。

以上が、従来も、そして今後も継続されるおそれのある主要論点の一部である。

(事務局記)

注 本解説は第二次回線開放の経緯のみを紹介した。

汎ネットワーク推進委員会としての意見については、本書資料No.18を参照されたい。



資料 1

活力ある分権的情報社会へ

—— データ通信政策に関する提言 ——

1980.12

政策構想フォーラム

提 言

〔提言1〕 情報・通信基本法を制定すべきである。

まず総論として、情報化社会の基本的方向についての合意をうるために「基本法」を設定する必要がある。いわゆる基本法なるものが具体的にどれだけ効果があるかについては疑問もないではない。しかし情報化という未踏の領域に入っていくには、その憲法ともいべき基本法をまず設定して、基本的な方向づけを固めておくことが望ましい。10年ほど前にも情報基本法を設定すべきだという動きがあり、与野党の合意までえられていたが、当時はまだ未来論的な感があったためか実現していない。それとの差異を明らかにするために、また通信問題の重要性を強調するために基本法の名称は「情報・通信基本法」とするのが適切であろう。

この情報・通信基本法の内容としては、まず情報化社会の基本的枠組みである「プライバシー保護」と「情報公開」について、その基本的な視点を明らかにし、プライバシー保護についてはたとえば情報収集目的の特定化、情報の使用制限、等のいわゆるプライバシー原則を、また情報公開については、基礎的データベースの構築に不可欠な官庁データの公開原則等を明記する。

つぎに、情報化社会の基本は、情報ストックを形成していくことであり、それをより豊かにすることによってエネルギー資源を欠く日本経済の基礎が築かれるという基本ビジョンを明示する。また、情報ストックを活用しかつ増殖していくには、国民ひとりひとりの創意工夫と知恵が活かされるべきこと、すなわち資源の分権的活用と新規参入の原則をうたう。また、この分権的活用の原則を認めたらうで、外部不経済を回避し、資源を保全するという観点からその

管理運営の原則を明らかにする。

また、情報・通信政策を推進するためには、各省庁の業務を調整する内閣直属の機関が必要であることを明示する。

以上の基本法をうけて、情報公開法、プライバシー保護法等の個別立法が行われ、また通信に直接かかわるものとしては新電気通信法の制定、放送法の改正等が必要になる。現在、通信にかんしてはデータ通信法の設定というようなかたちで問題がとりあげられているが、われわれとしてはそのような部分的修正ではなく、公衆電気通信法自体を全面的に改正するというかたちで新たに新電気通信法を作成する必要があると考える。新しい酒は新しい皮袋にもらねばならない。

〔提言2〕 新電気通信法は次の5原則をふまえて作成されるべきである。

① 電気通信の供給形態については、独占と競争の混在を原則とし、通信の各局面別にどのような市場構造が望ましいかは、通信資源の有効な活用と保全という基準に基づいて判定する。

② 電々公社の業務は、インフラストラクチャーとしての通信網を管理運営することを基本とする。電々公社が、民業を圧迫するおそれのある事業を行う場合には、その事業にかかわる施設・人員・技術・ノウハウ等を分離し、それを民間の事業体に移行させたくて営業させるものとする。また、なんらかの技術的な理由のためにそれが困難で、公社の付帯事業として行わざるをえない場合であっても、それは公社の特権に基づいた差別価格等による不当な民業圧迫が行われていないことを立証しうる場合にのみ認めうるものとする。

③ 電々公社の提供する通信回線を利用し、それになんらかの機能を付加して通信サービスを販売する付加価値通信業者の参入は、原則として自由とする。

また、原則④の必然の結果として、通信回線利用の他入使用、共同使用の制限等は設けない。

④ 電気通信分野における産業の健全な発展を図るために、電気通信の信頼性確保・自己責任・損害賠償問題等に対処するために公共的な措置をとる。そのために技術的安全性基準、損害賠償基準等を設定し、保険制度と第三者による判定機関（海難裁判所のごときもの）を設ける。

⑤ 電気通信にかかわる基本問題を審議するため建議権を持つ審議会を設け、また各省間の調整を行うための内閣直属の組織を設ける。

〔提言3〕 情報化に伴う必要な行政改革を行うべきである。

情報化の第二段階を迎えた現時点をその好機としてとらえ、かつそれを突破口として行政全般を新しいシステムに移行させるという発想が望まれる。具体的には、たとえば郵政省の一部と通産省の一部を統合して情報・通信庁（仮称）に再編成するというような思いきった改革が必要である。

〔提言4〕 情報・通信政策に関する特別調査会を設置すべきである。

情報・通信政策を前進させるためには、以上の諸点にかんする広い範囲の国民的な議論が不可欠である。アメリカにおける通信政策の特別調査（インクワイアリー16頁参照）に準じて、この問題にかんする特別調査会が設けられ、各属の意見が十分に聴取されることを関係当局に強く要望したい。われわれとしても、事態の推

移に応じてさらに具体的な提言を行ってゆきたいと考える。

(以上)

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

○ 〇 〇 〇 〇 〇 〇

資料 2

通信回線問題に関する要望書

昭和56年4月8日

(社) 日本情報センター協会

昭和56年4月8日

郵政大臣
山内一郎 殿

社団法人 日本情報センター協会
会長 桑江和夫

通信回線問題に関する要望書

かねて、情報処理サービス業のため種々ご高配をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、第一次通信回線開放以来、10年が経過しました。

この間のコンピュータ、通信両面の技術進歩は著しいものがあり、オンライン情報処理は、各方面で普及をみせております。一方、再度にわたる資源・エネルギー制約によって、わが国の社会・経済環境は激変し、情報化の重要性がますます高まっており、その一環として、高度なオンライン情報処理システムの構築が期待されております。

しかるに、各方面で多くの論議がなされているように、現行通信回線利用制度は、きわめて制約が多く、経済諸活動の効率化という社会的要請に対応することは困難な状況にあります。

コンピュータ利用技術・通信メディアの多様化が急速な進展をみせようとしている今日、新時代に即応したデータ通信政策の早急な確立は、上述のような社会的要請に応えるためにも、また、私ども情報処理サービス業の今後の発展のためにも不可欠のことであると考え、ここに下記のとおり要望するものであります。

なお、国際通信回線につきましても、利用制度、料金体系等に関して種々の問題がありますので、その解決のための適切な施策が講ぜられるようあわせて要望する次第であります。

記

1. 特定通信回線の使用形態に関しては、電信・電話的使用を目的とする場合を除き、情報処理にともなう通信は自由とされたい。
2. 日本電信電話公社のデータ通信設備サービスと民間のオンライン情報処理サービスの競合については、民間側が不利にならないよう環境条件の整備をはかられたい。
3. 特定通信回線の料金は、電信・電話のそれと切り離し、極力低廉にかつ遠近格差が少なくなるよう改善されたい。

以 上

別 記

(1) 通信回線利用制度について

特定通信回線に関する現行利用制度には、さまざまな制約があり、有効かつ適切なオンライン情報処理システムの構築という社会・経済の要請に応えるうえで、大きな障害となっている。

特にわれわれ情報処理サービス業が行うオンライン情報処理サービスにおいては、コンピュータ処理とそれに係わるデータの伝送が、いわゆるメッセージスイッチングとみなされる等の理由により、社会ニーズに適合し、また技術的にも望ましいシステムの構築が不可能な場合が多い。

この制約の根拠は、公衆通信は公共事業体によって独占されるべきであるという考え方にもとづくものであろうが、情報処理と通信との結合であるオンライン情報処理は、電信・電話とは性格を異にするものであり、創意工夫による多彩なサービスが可能である。このようなオンライン情報処理は電信・電話のような公衆通信と同一には律せられない。

市場ニーズは強いが、現行制度のもとで構築が困難な回線利用形態として、次のような例がある。

- ① 情報処理サービス業者のコンピュータと顧客（あるいは他の情報処理サービス業者）のコンピュータとの結合による資源の相互利用。また、それぞれのコンピュータが通信回線ネットワークに接続されている場合のネットワーク相互間のデータの交流。
- ② 顧客の端末から入力されたデータを複数のコンピュータを経て他方の端末に出力すること。
- ③ 情報処理サービス業者のコンピュータを中心として、複数の企業を結ぶシステム。

④ 顧客が自社のコンピュータによって、社内情報システムを構築する場合、情報処理サービス業者によるオンラインシステムの提供。

⑤ データベースのディストリビュータに対する情報処理サービス業者のオンラインシステムの提供。

以上のような場合も含め民間の創意工夫が活かされるよう、電信・電話的使用を目的とする場合を除き、情報処理にともなう通信は自由とされたい。

なお、通信回線利用制度の改正に当っては、行政の簡素化、利用者の利便の見地から、誰もがどのようなオンラインシステムの構築が禁止されるか、あらかじめ予測できるよう基準を明確にし、裁量の余地をできるだけ少なくするよう要望する。

(2) データ通信設備サービスについて

民間情報処理サービス業も漸次成長したとみられる昨今、昭和53年の公共企業体基本問題会議において、日本電信電話公社（以下「電電公社」という）が行うことについて積極的な理由が乏しいとされたデータ通信設備サービスと民間の情報処理サービスとの調整が必要と考えられる。

電電公社は、このデータ通信設備サービスの提供について、民間の情報処理サービス業と較べると、

① 通信回線利用制度上、電電公社のみが可能なサービス分野、形態があること。

② 過去の電信・電話事業を背景としたぼう大な資源、資産を利用できること。

③ 法律によって保障された有利な資金調達ができること。

④ 公租公課が極めて軽く剰余の蓄積とその投資が容易なこと。

等の面で著しく優位な立場にある。

これらの要因が健全な民間のオンライン情報処理サービス業の発展を阻害していると考えられるので、電電公社は公共法人としての位置付けを明確にし、データ通信設備サービスについても、これにそった分野に徹することが望ましい。

少なくとも、以下の諸点については改善されるよう要望する。

- ① 現在の通信回線利用制度上、電電公社のデータ通信設備サービスのみが可能とされている回線の利用形態については、民間の情報処理サービス業に対しても、平等に同様の利用形態を認めること。
 - ② データ通信設備サービスについては、独立採算を厳守すること。
 - ③ システム設計、プログラム作成等の償却期間等について実態に即した見直しをすること。
 - ④ 「センター接続サービス」において、一般の回線使用料よりはるかに安価な料金でサービスしているが、このような例についても再検討すること。
- (3) 通信回線利用料金について

オンライン情報処理は、電信・電話とは性格を異にするので、その料金体系は電信・電話のそれとは区別して設定されることが望まれる。

特定通信回線は、パケット交換や回線交換などのデジタル交換網普及後も、大容量通信に適した回線として、その需要は伸び続けるものと思われる。

したがって、特定通信回線の料金は、デジタル交換網のそれと整合性を保ちつつ、技術革新の成果を反映して極力低廉かつ遠近格差の少ない体系に改善されたい。

以 上

資料 3

産業構造審議会情報産業部会答申

(抄)

昭和 56 年 6 月 15 日発表

第2章 情報化および情報産業の基盤の整備

第1節 通信回線利用制度の見直し

- ① オンライン情報処理は、情報処理と通信の結合した高度なコンピュータ利用の一形態であり、これに公衆電気通信の秩序の維持の観点から、電信・電話と同じような種々の規制を課することについては問題がある。
- ② したがって、オンライン情報処理に対する通信回線の利用制約は、社会経済の変化、技術の進展に即応させるよう見直し、実態にあわなくなった規制は撤廃すべきである。
- ③ オンライン情報処理用の回線利用料金は、電話料金と切り離れた別体系の料金とすべきであり、技術革新の成果を踏まえて、極力遠近格差を縮小した合理的なものとするべきである。
- ④ 日本電信電話公社の行うデータ通信設備サービスについては、民間のサービスとの競合などの問題があるが、その多くは通信回線の利用規制に起因するところが大きい。このため通信回線利用規制の撤廃が急務であり、これによって民間側が不利とならないような環境条件の整備をはかる必要がある。

1. 問題の背景

● オンライン情報処理の重要性

80年代においては、コンピュータに通信回線を接続して情報処理を行うオンライン情報処理がますます多様な展開をとげるものと予想されている。とくに近年の情報関連技術の著しい進歩にともなって、オンライン端末機器のインテリジェント機能の高度化が急速に進みつつあり、近い将来にはかなりの能力をもつコンピュータとしての機能を備えると予想される。したがって今後の情報処理は、ネットワーク化されることが自然の帰結と考えられる。

オンライン情報処理は、同一企業内あるいは異企業間のネットワーク化を促進するのみならず、情報系社会システムの導入などによって、地域社会あるいは家庭のネットワーク化をも可能とするなど、今後のわが国産業社会の円滑な情報化

を進める不可欠の手段である。

- 通信回線利用制度の問題点

わが国において、通信回線にコンピュータ機器を接続して利用するオンライン情報処理は、法的には、1971年の公衆電気通信法の改正において、「データ通信」として初めて制度化されたものであり、その後大きな改正も行われないうまま、今日におよんでいる。当時は、今日的な利用形態を想定し難かったこと、また、公衆電気通信秩序の維持を目的とする公衆電気通信法の枠内にこれを想定したこともあって、その利用接続機能がきわめて限定的であった。しかし近年、①通信回線利用上の制約、②通信回線利用料金体系、③日本電信電話公社のデータ通信設備サービスと民間企業との競合、の3点が自由なオンライン情報処理の発展を妨げているとして各方面から批判の声が高まっている。

通信回線は、わが国情報化社会の基盤を形成する最も重要なインフラストラクチャの一つであり、技術進歩と時代的要請を踏まえて、機動的にその利用制度の改善をはかっていく必要がある。

2. 制度見直しの方向

- 通信回線利用規制について

現在、オンライン情報処理に使用する通信回線の利用規制の主なものとしては、①データの内容がコンピュータを介して変更されることなく、他人の情報を媒介することを禁止するいわゆる「メッセージ交換禁則」、②共同使用を行うユーザーの業務上の関係の規制、③コンピュータ・システムと通信回線の使用の態様に対する規制、などがある。これらの規制は、電信・電話に対する規制と同じような観点からなされている面があり、こうした規制が社会ニーズに適合した効率的なオンライン情報処理システムの構築を妨げる一因となっている。

本来、オンライン情報処理は、情報処理と通信の結合した高度なコンピュータ利用の一形態であって、これに公衆電気通信の秩序の維持の観点から電信・電話と同じような種々の規制を課することについては問題があるといわざるをえない。

したがって、オンライン情報処理に限りこうした規制は、社会経済の変化、技術の進展に即応させるように見直し、実態にあわなくなった規制は撤廃すべきである。

これによって、これまで回線利用の制約から実現されることなく終わっていた多数のオンライン情報処理システムが実現し、民間の創意と工夫が最大限に発揮され、わが国情報化の一層の進展が期待されることとなろう。

なお、上記制度の見直しには、公衆電気通信法などの改正を必要としようが、しかし、法改正にあたっては、現行法体系がコンピュータに接続する通信回線の利用を限定列挙的に認めるというポジティブ・リスト方式であることを改め、必要最小限の規制範囲を明定し、それ以外の場合には自由な使用を認めるネガティブ・リスト方式に改める必要がある。その際、規制の範囲は、伝送、交換、課金などにおける技術的障害の除去、電信・電話的業務の排除に限定すべきである。

● 通信回線利用料金制度について

現在、わが国のオンライン情報処理用のデータ通信回線料金は、電話料金との関連で定められている。このため近距離は安く、遠距離はそ反対にきわめて高いといういわゆる遠近格差が著しく、遠距離については欧米先進国に比べて割高となっている。そのために、ユーザ側から強い不満が表明されている。とくに遠近格差が著しく大きいことは、遠隔地間を情報処理システムで結びつけるオンライン情報処理の効用を減殺するものであり、早急にその是正が求められよう。

本来、人間の音声情報の伝送である電話と、データの伝送を目的とするオンライン情報処理とは異なった性格をもっており、これを電話料金との関連で定めることは、現実の要請と合致しないこととなる。したがって、オンライン情報処理用の回線利用料金は、電話料金とは切り離した別体系の料金とすべきであり、近年の通信分野における著しい技術革新の成果を踏まえて、極力遠近格差を縮小した合理的なものとするべきである。

とくに昨年からデータ通信用の公衆網というべき新データ網サービス(DDX)が試行役務として実施されている。しかし、そのうちパケット交換については、

その技術的特性からしても遠近格差を撤廃した全国一律料金制度が望ましい。

● 会社のデータ通信設備サービスについて

現在、日本電信電話公社は、データ通信設備サービスと呼ばれるオンライン情報処理サービスを実施している。これが民間企業が行うオンライン情報処理サービスと競合する場合があるとして種々の問題が提起されている。

データ通信設備サービスについては、公衆電気通信役務を独占的に提供する日本電信電話公社がこうしたサービスを行うことの是非について種々論議のあるところであるが、その問題の多くは、通信回線の利用規制に起因するところが大きい。

したがって、本問題については、通信回線利用規制を撤廃することが急務であり、これによって民間側が不利とならないような環境条件の整備をはかる必要がある。

また、日本電信電話公社自らも表明しているように、公社としては、公共的、全国的、技術先端的というデータ通信設備サービスの3原則に則ったサービスを重点的に行うことが肝要である。こうしたサービスが民間企業によっても十分サービスしうる段階に至った時点では、これを漸次民間に委譲していく配慮も必要である。

いずれにしてもデータ通信設備サービスについては、民間との競合を回避し、官民的的確な役割分担を確立することが重要である。

第2節 情報処理と通信の結合への対応

- ① 情報処理と通信の結合の進展にともなって、ビデオテックスやテレテキストなどの画像通信、CATVや光ファイバーを活用した広帯域画像情報システムなどの新しい情報サービスが生まれている。また、通信衛星を介した情報処理も出現している。
- ② 今後、通信ネットワークのデジタル化が進めば、音声、データ、画像などを一元的にサービスする「デジタル総合サービス網(ISDN)」が実現し、従来の通信の概念をこえた新しいサービスが可能となろう。
- ③ これらに対応するためには、種々の技術開発を進めるとともに、デジタル通信回線網の整備をはかることが重要である。
- ④ また、現在の通信関連法制は、こうした新しい情報サービスの出現に対して十分対応していない。現行の通信関連法制が、新しい情報サービスの実現を阻害したり技術開発の芽をつみとることのないよう、早急に関連法制の改正を行う必要がある。

1. 情報処理と通信の結合

前項に述べたとおり、超LSIに代表される近年の情報関連技術の著しい発展にともなって、情報処理は通信との関係を深めており、オンライン情報処理は急速に高度化し、普及しつつある。

●通信の高度化の進展

一方、通信においても半導体技術の発展を中心に高度化がはかられつつある。通信回線は、従来のアナログ回線にかわってデジタル化が行われ、コンピュータ通信のための専用回線たるデジタル交換網も実用化されている。また光ファイバーを使った光通信や、人工衛星を介する衛星通信など広帯域、高速の媒体を用いた高度な情報システムの研究開発も盛んに行われている。

このように情報処理と通信の境界は、技術革新の帰結として次第に不明確となり、両者の結合した新しい分野が生まれつつある。

2. 新しい情報サービスの進展

以上のように情報処理と通信の結合は、新しい情報サービスの展開を可能とし、とくに通信の分野においては、従来の音声サービスにかわって、今後は符号、画像などを伝送する非音声サービスが広く普及するものと予想される。

●画像通信の進展

画像通信で扱う視覚情報は、人間の感知の情報の60～80%を占めるといわれており、パターン認識、色彩識別が可能であること、二次元的に表現された豊富な情報から、受け手が必要とする情報を任意に選択できるなどの特徴をもつため、画像通信システムは今後最も発展する情報システムであり、多くの新しい画像通信システムが開発されている。

まず、ビデオテックス(電話系)やテレテキスト(放送系)と呼ばれる会話型静止画像サービスが各国で開発されている。イギリスではプレステル(Prestel)とよばれ1978年9月に商用ベースで各種情報案内、予約、簡易計算、各種統計グラフなどがサービスされている。またフランスではアンティオーブ(Antiope)、

西ドイツではビルトシルムテキスト (Bildschirmtext) と呼ばれる同様のシステムを開発中である。日本においても1979年12月よりCAPTAINシステムと呼ばれる文字画像情報システムの実験が開始されている。これらのシステムは、すでに広く普及している電話とテレビセットを使用するため、普及が容易であり、データベースの整備とあいまって広汎な利用が期待されている。

● 広帯域画像情報システム

また、広帯域画像情報システムと総称できる画像サービスが開発されている。ビデオテックスやテレテキストでは、通信回線の帯域が狭く、文字や静止画の伝送が主体となるが、CATV、光ファイバーケーブルや衛星通信などの広帯域通信が普及すれば、文字、図形のみではなく、写真などの自然画や、動画の送信も可能となる。日本においてはHi-OVISやVRS (Video Response System) の二つの実験システムがよく知られており、米国においては、QUBEシステムが代表的である。これらの実用化によりテレビ電話、テレビ会議などが今後広く普及するものと期待される。

● ファクシミリの普及

記録通信方式としてはファクシミリが今後急速に普及すると考えられる。ファクシミリは、現在は主として企業用として使用されているが今後二つの発展方向が考えられる。それは、低価格化による普及化と高機能化によるシステム化である。前者は、ファクシミリ通信をサポートするネットワークの出現により経済的なサービスが可能となり、家庭レベルにまで画像通信メディアを提供できることとなる。また、ファクシミリの家庭への普及は、電子メール、電子新聞など新しい情報メディアの提供を実現しよう。後者については、ファクシミリを単なるエンド・ツー・エンドの送受信ばかりでなく、オンライン情報処理システムの入出力装置として利用する形態が考えられる。

● 衛星通信の新展開

さらに、情報処理と通信技術を応用し、複合化した新しいサービスが計画されている。こうした新しいサービスの研究開発はアメリカにおいてとくに進んでお

り、すでに通信衛星を利用して、音声、データ、画像などの種々の通信を高速、高密度に扱う通信システム（SBS：Satellite Business System）がすでに実用化されている。衛星を使ったこうした高度な情報処理サービスは、距離の制約を文字どおり根底から取り除く画期的な方法である。今後も情報化の進展にともなう新しいニーズを充足するための新システムの開発が進むものと考えられる。

なお、衛星は使用していないが、通信網に内包するプロトコル転換機能とメッセージコード変換機能により、そのままでは相互接続できない異機種システムの交信をサポートするシステム（ACS：Advanced Communication Service）も注目されよう。

● ISDNへの展開

一方、ネットワークのデジタル化は、音声、データ、画像などの伝送サービスをデジタル・ベースで画一化して一つの通信網に総合化することを可能としている。このように統合された網は、「デジタル総合サービス網（ISDN：Integrated Services Digital Network）」と呼ばれており、今後の高度情報化社会における基盤としての役割を果たすものと考えられる。ISDNが実現すれば、現在は個別のネットワークでサービスされる電話、電信、オンライン情報処理、ファクシミリなどを一つのデジタル・ネットワークによって一元的にサービスすることが可能となる。

このため、伝送路の高率使用による経済的なネットワークの構築や伝送品質などの向上がはかれることとなり、従来の通信の概念をこえた新しい情報サービスが実現されることとなる。

3. 今後の対応の方向

● 技術開発の推進

情報処理と通信の結合に対応し、今後の円滑な情報化の進展をはかるためには、まず、技術開発の推進が重要である。

この分野においては、わが国は、光通信技術など世界の先端をいく分野もある。

しかし総じて世界のトップレベルにあるとはいえない。また、技術革新が急激であるため、今後、一層の技術開発を促進していく必要がある。とりわけ、分散処理ネットワークをサポートするネットワーク・アーキテクチャの開発とプロトコルの標準化の促進は緊急の課題であり、また、衛星通信における準ミリ波帯の利用や多重化技術の開発、光通信におけるシングルモード・ファイバーや波長多重方式の実用化技術の開発などを重点的に推進する必要がある。

● デジタル通信回線網の整備

情報と通信の結合した分野にとって、通信回線のデジタル化は不可欠の要件である。デジタル通信回線は、伝送量の飛躍的増大、伝送品質の大幅な向上などアナログ回線に比べて格段にすぐれた特性をもち、情報化社会にとっては最も適した通信回線である。

わが国においても、すでに、1979年からデータ通信専用の新データ網(DDX: Digital Data Exchange)のサービスが開始されている。デジタル専用回線の整備も進められているが、そのサービス提供地域は、現在のところ主要大都市間およびその周辺に限られており、必ずしも十分とはいえない。

また、ファクシミリを高速デジタル伝送する公衆ファクシミリ網や電話網のデジタル化も現在検討されている。今後の情報処理ニーズの増大に対応して、品質の高い情報サービスが全国的に提供されるようデジタル回線網の早急な整備が切に望まれる。

● 通信関連法制の改正

現在、通信関連の法制としては、電気通信関係ばかりでなく、電波関係、放送関係など数多くの法律が存在しており、それぞれの観点から種々の利用規制などを行っている。しかし、これらの法律は、情報処理と通信の結合の進展に対して十分対応しているとはいえない。

今後、Hi-OVISなどの実験を通じて衛星通信や画像通信などを利用した新しい情報サービスが、技術的には可能となるであろうが、現行の通信関連法制のもとではこうした新しいサービスを行うことができないおそれが多分に存在してい

る。技術革新により実現可能となる新しい情報サービスが既存の制度的制約のため実現されないという事態は、極力回避されねばならない。

したがって、今後の情報処理と通信の結合の発展方向を勘案すれば、現行の通信関連法制が新しい情報サービスの実現を阻害したり技術開発の芽をつみとることのないよう、早急に関連法制の改正を行う必要がある。

資料 4

通信回線利用制度改善に関する要望書

昭和56年6月25日

E D P ユーザー団体連合会

昭和56年6月25日

郵政大臣

山内一郎殿

EDPユーザー団体連合会

会長 鈴木 藤 雄 印

参加団体（アルファベット順）

パロース研究会

会長 有 賀 慎一郎 印

FACOMファミリー会

会長 後 藤 勝 忠 印

HITACユーザー研究会

会長 橋 野 安 正 印

全国IBMユーザー協議会

委員長 鈴木 秀 郎 印

MELCOM研究会

会長 曾 和 正 雄 印

全NEACユーザー会

会長 川 端 弘 印

TOSBAC研究会

会長 瀬 野 千代松 印

ユニパック研究会

幹事長 小 宮 保 印

通信回線利用制度改善に関する要望書

公衆電気通信法の一部改正以来、コンピューターの利用がより一層高度化、多様化し、オンライン化率の著しい向上とともに、種々のネットワークが開発され、我国の情報化は産業界のみならず、一般の家庭にまでもその利用が拡がろうとしております。

これを情報化社会の到来という向きもありますが、現状はそのように楽観していただけるものではありません。

その最大の問題点は、データ通信において情報を「低いコストで自由に交換できない」「早い速度で多量に交換できない」「変形しなければ交換できない」ということであり、諸外国と比較しても不要な時間、費用、工夫をかけなければならない不経済さがあり、国際的情報化についてもすでに相当な遅れをとっております。

この回線利用制度について、従来から自由化をもとめる幾多の要望書、提案書が提出されてきましたが、昨今それらをうけて、貴省および日本電信電話公社等が利用制度についてご検討の由、新聞記事等で仄聞いたしておりけすが、当連合会は今後の回線利用制度の改善について、下記の要望を提出いたしますので、早急にその意図を実現賜りますよう希望いたします。

記

I 要 望 事 項

1. 共同使用について

- 1) データ通信の共同使用は自由に行なうことができるよう希望する。
- 2) メッセージスイッチングが行なえるよう希望する。

2. 他人使用について

メッセージスイッチングを含む使用が自由に行なえるよう希望する。

3. 相互接続について

相互接続の制限を廃止し、いかなるネットワークもコンピュータを介し自由に接続できることを希望する。

4. VANについて

VANについては、その出現を待望している。

5. データ端末について

機器認定期間の短縮化とともに、任意の機器をユーザーが自由に選択して使用できるよう希望する。

6. 料金について

特定通信回線の料金体系を、電信電話料金体系とは分離し、抜本的に見直すよう希望する。

II 当面速やかに解決を要望する事項

1. 共同使用について

- 1) 一定の業務上の関係の範囲を、自由に回線を使える方向に拡大することを希望する。
- 2) データ処理にともなうメッセージスイッチングは認めるよう希望する。

2. 他人使用について

データ処理にともなうメッセージスイッチングは自由に行なえるよう希望する。

3. 相互接続について

電子計算機を介しての公衆回線 — 特定通信回線 — 公衆回線の接続

(いわゆる公一特一公)については自由に認めるよう希望する。

4. 料金について

特定通信回線料金の遠距離料金を大幅に引き下げることを希望する。

5. DDXに対する要望について

1) サービス範囲拡大の予定を早期公表し、計画の速やかな実施を希望する。

2) 基本料金引き下げの実施を希望する。

3) 休日、夜間割引の実施を希望する。

4) 区域外からの特定通信回線接続料金を引き下げるよう希望する。

5) BSC端末の接続時期について至急公表されるよう希望する。

6. 日本電信電話公社に対するその他の要望について

以下の事項に関し日本電信電話公社をご指導願いたい。

① 申請手続を簡易にすること。

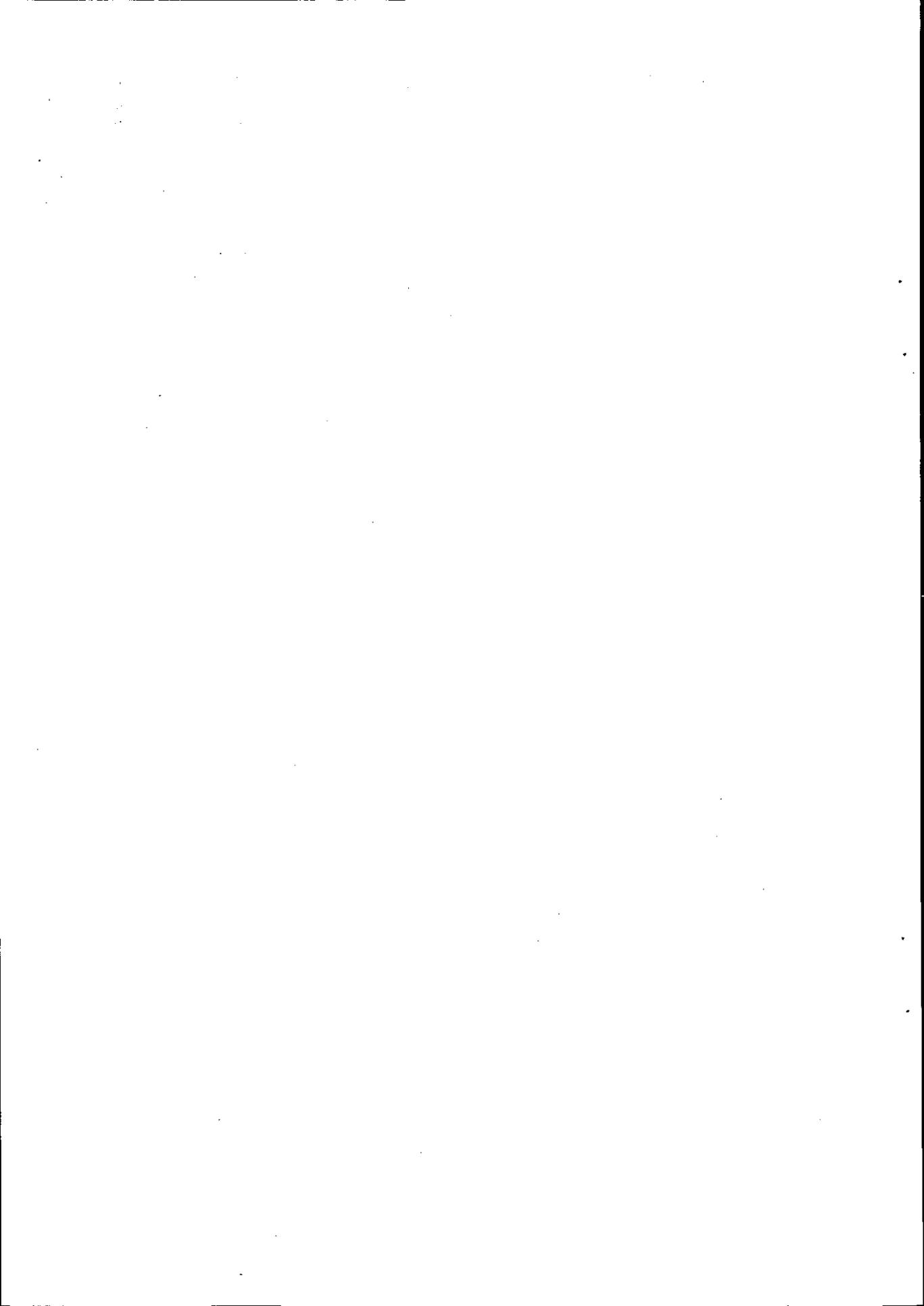
② 認可までの期間を短縮すること。

③ 休祭日でも開通工事を実施すること。

④ 障害時の原因究明や復旧対策は迅速に行うこと。

⑤ 回線品質や交換機等の信頼性向上をはかること。

以 上



資料 5

データ通信に関する行政監察
結果に基づく勧告

昭和56年7月

行政管理局

目 次

前 書 き	45
1 通信回線の利用の自由化	47
2 データ通信設備サービスの公正競争条件の 確保と経営の在り方	49
3 データ通信設備サービスの事業運営の効率化	51

前 書 き

我が国のデータ通信は、昭和39年に日本国有鉄道が実施した座席予約システムから始まり、昭和46年の公衆電気通信法（昭和28年法律第97号。以下「公衆法」という。）の改正において、日本電信電話公社（以下「電電公社」という。）及び国際電信電話株式会社（以下「国際電電」という。）の電気通信回線を、データ通信に利用する場合の制限が緩和されたこと等を契機として、預金・為替などの金融業務及び製造業、商社等の生産・販売・在庫などの管理業務を中心に発展してきたが、近年は公害監視、救急医療などの公共的分野を対象とするシステムも増加してきている。

データ通信については、最近の情報処理及び電気通信の分野における急速な技術革新の進展等に伴い、今後も企業経営、行政、学術などの分野で多彩な発展が予想され、国民の福祉の向上にとって極めて重要な役割を果たすものと考えられる。また、データ通信事業については、通信関連産業、コンピュータ産業、ソフトウェア業などの技術先端的な分野と密接に関連した付加価値性の高い産業であることから、その将来には大きな期待がかけられている。

しかしながら、データ通信回線（以下「通信回線」という。）の使用に関する現行の法制は、公衆電気通信業務を電電公社又は国際電電の独占とする法体系の中で定められており、技術革新の進展と多様化する需要に即応できない規制となっていることから、データ通信の利用分野の拡大、新たなシステムと効率的なネットワークの開発、形成を進める上で、現在においては支障となっている面が認められる。

また、電電公社は、データ通信に用いる電気通信回線の提供サービスを行っているほか、データ通信が揺らん期にあった昭和43年に全国地方銀行システ

ムを手掛けたのに始まり、現在では販売在庫管理、科学技術計算、自動車登録検査など広範囲な分野にわたってデータ通信設備サービスを行っている。

ところが、電電公社は、競争分野であるデータ通信設備サービスで毎年度多額の欠損を生じており、その業務運営の効率化が緊要とされていることに加え、この欠損を電話等の収益で補てんしている上、民間情報処理サービス業者には許されていない通信回線の使用形態によるサービスを行っていること等から、公正な競争条件を欠いているとの指摘もある。

このような状況にかんがみ、データ通信に関する制度、業務運営等の実態を調査した結果、次のとおり改善を要する事項が認められた。

1 通信回線の利用の自由化

通信回線の使用については、法令等で列挙されている範囲に原則として限定されているため、次のようにデータ通信に関する需要の多様化、高度化と分散処理化の傾向に対応できなくなっている面がある。

- ① 電気通信回線を複数の者がデータ通信のために共同して使用（以下「共同使用」という。）するには、使用者間の業務上の関係等が郵政省令で定める基準に該当する場合を除き、郵政大臣の個別認可が必要とされ、しかも、認可申請は通信回線の使用申込者でなく、電電公社又は国際電電が行うこととされ、また、具体的な認可基準も明示されていない。

ところが、データ通信のシステム開発のためには、相当の準備期間、費用等を要するものであることから、認可の見通しが立たないままシステム開発を進めることができないとし、物流上あるいは資本系列上密接な関係にある企業などにおいてもデータ通信の導入を断念しているもの等がみられる。

- ② 民間情報処理サービス業者相互間又は民間情報処理サービス業者と顧客との間の電子計算機にそれぞれ接続する端末機間のデータ通信は認められていない等のため

⑦ 民間情報処理サービス業者が相互に提携できないでいるもの

⑧ 顧客が民間情報処理サービス業者からデータを磁気テープに入力してもらい、その搬送を受けて改めて自らの電子計算機に入力しデータ処理を行っているもの

等、顧客の需要に即応した効率的なデータ通信サービスが行えないものがみられる。

- ③ メッセージ交換（情報が内容を変更されることなく電子計算機を通過す

ることをいう。)は、原則として認められていないため

⑦ 最近急速に性能が向上してきたミニコンピュータを使い分散処理化を計画したが、この場合一部情報がミニコンピュータを素通りしメッセージ交換に該当する等のため、効率的なデータ通信システムを構成できないでいるもの

⑧ メッセージ交換を含む等のため、端末機の運用について相手方と業務委託契約を締結したり、分室を設けたりして単独使用の形をとっているもの

等がみられる。

データ通信という名目の下に不特定多数の者を対象に電信・電話的業務を行い、実質的に公衆電気通信事業者と差異がないような特定のものについては、何らかの規制を行う必要があるにしても、これ以外のものについては基本的に利用者の要望にこたえられるようにすべきものと考えられる。

データ通信は、民間の自由な創意と工夫により、技術革新の進展と多様化する需要に対応して一層の発展が期待されるものであるので、通信回線の使用上の制約については必要最小限度のものにとどめ、かつ、何が許されない使用形態かをあらかじめ明定しておくべきものと考えられる。

したがって、郵政省は、電信・電話的業務を行うなどの公衆電気通信業務に重大な影響を及ぼすこととなる特定の場合を除き、通信回線の使用に関する現行の規制を廃止する必要がある。

2 データ通信設備サービスの公正競争条件の確保と経営の在り方

データ通信は、昭和46年の公衆法の改正により、電気通信回線をデータ通信に利用する場合の制限が緩和されたこと等に伴い、電電公社のほか民間においてもこれを業として行うことが可能となった。

現在、電電公社及び民間情報処理サービス業者で競争が行われているが、電電公社におけるデータ通信設備サービスに関する制度及び運営の状況をみると、次のように公正競争条件が必ずしも確保されているとはみられないもの等がある。

- ① データ通信設備サービスの部門で昭和52年度以降毎年度約500億円の欠損を出し、これを電話等の収益で補てんしつつ民間情報処理サービス業者と競争しており、しかも、データ通信設備サービスと電話等の公衆電気通信事業との収支区分は、予算、決算上明確になっていない。
- ② データ通信設備サービスの回線費用は、内部取引で計上されているものの、当該費用は、民間情報処理サービス業者の場合支払うべき金額を相当下回ったものとなっている。
- ③ システムの設計・建設費等を8年間で回収することとし料金を設定しているが、実態に合っていない面がある。
- ④ 現行の法令等では、民間情報処理サービス業者に認められていないメッセージ交換を含むデータ通信サービスを提供している。

また、電電公社は、通信回線の使用申込みを通じて民間情報処理サービス業者の回線利用態様等を知り得る立場にある。

このような条件の下に電電公社は、公共企業体として公共性の高いシステム、全国的ネットワークを構成するシステム及び開発先導的システムを主体として提供することとしているが、近年、民間情報処理サービス業者

が急速に成長してきており、電電公社のシステムと類似するものが増えてきている。

したがって、郵政省は、データ通信設備サービスについては、当面、データ通信設備サービスの独立採算性の確保、電話等の公衆電気通信事業との収支区分の一層の明確化等の措置を講ずることについて電電公社を指導するとともに、その経営の在り方についても検討する必要がある。

3 データ通信設備サービスの事業運営の効率化

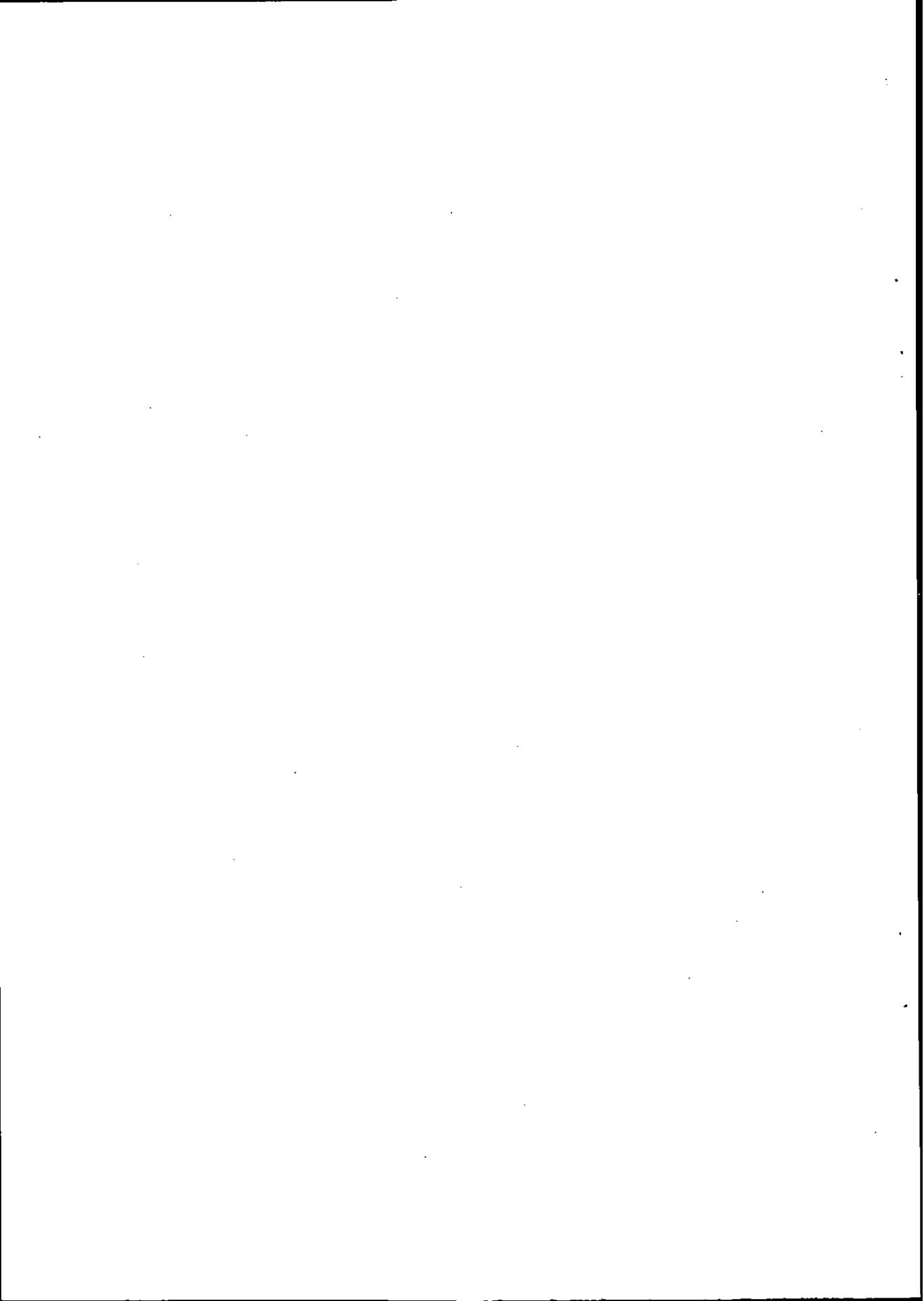
電電公社のデータ通信設備サービスについては、毎年度、顧客数は増加し、経営規模も拡大の一途をたどってきているが、最近においては毎年度約500億円の欠損を生じており、その経営の効率化が緊要とされている。

データ通信設備サービスの運営状況をみると、次のように効率性を欠くとみられるものがあった。

- ① 販売在庫管理サービス及び科学技術計算サービスは、需要予測が過大であったため、収入総額が減価償却費をも下回っているなど過剰投資となっている。
- ② センターの中には、稼働率が極めて低いにもかかわらず、近隣センターとの統廃合がまだ行われていないものがある。
- ③ センターの要員数は、同規模の民間情報処理サービス業者と比較し多くなっているものがあり、また、同規模のセンター間でも要員数に格差が生じている。

したがって、郵政省は、電電公社に対し、データ通信設備サービスの事業運営の効率化を図るため、次の措置を講ずるよう指導する必要がある。

- ① 既存センターを稼働率に照らし最適規模に統廃合するとともに、今後のセンターの新設に当っては、需要予測を的確に行い、過剰投資とならないよう努めること。
- ② 民間情報処理サービス業者の要員配置を勘案する等により、要員配置の合理化を図ること。



資料 6

情報化の推進に関する提言

昭和56年7月28日

(社) 経済団体連合会

昭和56年7月28日

情報化の推進に関する提言

社団法人 経済団体連合会

はじめに

80年代を展望するとき、経済・社会環境の変化に即応して、情報化の推進、即ち広くコンピュータ利用の高度化を図ることが、わが国経済にとって緊要な課題である。

特に、今後資源エネルギーの制約など、一段と厳しさを増す内外環境の中で、資源小国であるわが国としては、情報化を基盤に各産業毎に一層の知識集約化、高度化を進めるとともに、いわゆる知識、情報産業を育成していくことが必要であり、また企業間、産業間の関係の緊密化ならびに国際化の促進という要請に応えるためにも情報化の進展は不可欠である。さらに“小さい政府”実現への要望が高まる中で国民福祉の維持向上を図る上においても、行政の効率化とともに、教育、医療、環境などの諸分野における情報化を推進していく意義は極めて大きい。

ひるがえって、わが国の情報化の現状をみると、近年、情報処理ならびに通信の技術は飛躍的な発展を遂げ、両者が融合して多種多彩な情報処理システムが構築されつつある。

今後コンピュータ利用の高度化を推進していくためには、このような技術進歩を可能な限り活用し得るような体制整備を図ることが、何よりも肝要である。

コンピュータ利用高度化の具体的な課題としては、各企業内においては生産面の合理化から進んで、事務分野での生産性向上や経営の意思決定を支援するためのコンピュータ利用が重要となりつつある。さらに今後は、単に企業内、産業内にとどまらず広範な活動領域におけるコンピュータ・ネットワークの構

策が求められよう。また、社会・経済の発展という観点からは、米国等に比し大幅に立ち遅れているデータベースの振興や、わが国では漸く緒についたばかりのいわゆる社会情報システムの開発促進も重要な課題である。他方、わが国において情報化の促進上の主要な障害となりつつあるのが、ひとつは現行の通信回線利用制度にかかわる諸規制であり、もうひとつはソフトウェア開発における生産性の伸び悩みである。前者が上述のデータベース育成、社会情報システムの開発を含め情報処理システムの構築にとって、ますます大きな制約要因となりつつあることは否定できないところであり、またコンピュータ・ハードウェアの性能向上に比してのソフトウェア開発の生産性の低さも“ソフトウェア危機”といわれるような情報処理推進上の隘路を生じさせるに至っている。コンピュータの活用による情報処理システムの高度化を達成していくためにも、こうした問題を速やかに改善する必要がある。

以上のような観点から、われわれはここに(1)データ通信回線利用の自由化、(2)ソフトウェアの開発と流通の促進、(3)データベースの育成、(4)社会情報システムの開発促進、の4点につき産業界としての見解を取りまとめた。政府その他関係方面においては、本提言の趣旨を踏まえ、速やかに問題の解決に当るよう要望する。

1. データ通信回線利用自由化への提言

〔データ通信回線利用制度について〕

- (1) 共同使用ならびに他人使用に係わる規制については、電信電話的利用を制限するために必要なものを除き、これを撤廃すべきである。
- (2) コンピュータを介してのメッセージ交換は禁止されているが、データ通信に伴うメッセージ交換はこれを認めるべきである。

- (3) 回線の相互接続に関する規制については、公衆通信回線 — 特定通信回線 — 公衆通信回線の接続を含め、回線利用の効率化、高度化の観点からこれを緩和すべきである。
- (4) 国際間のデータ通信についても、その振興を図る観点から国際条約等を尊重しつつ可能な限り回線利用制限を緩和すべきである。
- (5) データ通信回線の利用料金は欧米諸国に比べ遠近格差が極めて大きくなっており、これを是正すべきである。

〔その他の要望事項〕

- (1) 付加価値通信など高度な通信処理業を民間に認めることは、電気通信政策の根幹に触れる問題であり慎重な検討を要しようが、肌理細かなサービス提供の観点から民間企業の創意工夫を活かすためにも、その参入を認める方向で検討すべきである。
- (2) 日本電信電話公社の提供するデータ通信設備サービスについては、公共的、全国的、技術先導的という三原則に則るとともに、技術開発の成果を速やかに公開すること、民間企業との間で不公平が生じないよう条件を設定することなど、民間情報処理業を不当に圧迫することのないよう十分な措置が講ぜられるべきである。

以上に述べた制度の見直しを実施するに当たっては、郵政省令、認可基準の改正等運用面で解決しうる部分については直ちに改善を進めると同時に、画像通信、衛星通信等の新たな技術の進展をも展望しつつ、早急に公衆電気通信法等関連法制の抜本的な見直しを進めるべきである。

なお、情報化を推進する上で日本電信電話公社の位置付けは重要な問題であり、またその経営形態のあり方は今次行政改革の検討課題ともなっているので、当会としても公社のあり方等について引続き検討を進めていきたい。

2. ソフトウェアの開発の生産性向上ならびに流通促進に関する提言

- (1) ソフトウェアに対する助成策をより強化するとともに、その重点を汎用性のあるソフトウェアの開発に絞るべきである。
- (2) 汎用プログラムに関し、クリアリング・ハウスの設置等により、ユーザーが必要な情報を容易に入手することを可能とする制度を確立すべきである。
- (3) ソフトウェアの客観的価値基準確立の観点から、著作権保護等の権利関係を明確にすることが必要である。
- (4) ソフトウェア流通の基盤として、アンバンドリング（ソフトウェアとハードウェアの価格を分離すること）の徹底を図るべきである。
- (5) コンピュータ・メーカーは、ユーザー企業の優れたプログラムを買い上げて、これを汎用化し、広く販売すること、また、ユーザー企業も商品として市場に流通する汎用プログラムを購入し活用することが望まれる。

3. データベース育成に関する提言

- (1) データベースの開発に当っては、エネルギー問題等国益上重要なデータベース、ならびにバーゲニング・パワーとなるような世界的に未開発の分野におけるデータベースなどを戦略的に選択すべきである。
- (2) データベースの開発には多額のコストと長期間を要するため、民間開発者に対しては欧米に例をみるよう資金面その他の助成策を講ずべきである。
また、公的機関が開発・実施するデータベースにおいて得られたノウハウは積極的に民間への移転を図るべきである。
- (3) データベースの内容充実を図る観点から、政府保有データは行政機密に属するものは除き原則として公開し、積極的活用を図るべきである。

- (4) データベースに関し各種の案内等を行うクリアリング・ハウスの設置を検討すべきである。
- (5) データベースにおけるコード，キーワード，検索手順等の各種標準化，規格化を推進すべきである。
- (6) 情報提供サービスに係わる著作権，複製権等権利関係の明確化を図るとともに，情報，データ，知識に対する対価支払いの慣行確立のため啓蒙活動の展開が望まれる。

4. 社会情報システムの開発促進に関する提言

- (1) 社会情報システムの開発は主として官主導で行われるにしても，開発後の運用については可能な限り民間の活力をいかすことが望まれる。なお，開発に当っては関係各省庁が一体となって取り組むべきことは当然である。
- (2) 社会情報システムの開発に当っては，システム立案時に計画を公表し，広く関係者の合意を形成する努力を払うとともに，開発後の運用に当ってもその技術的成果ならびに経営状況等を公開すべきである。
- (3) システムの運用に当っては特にプライバシーの保護とシステムの信頼性保持に配慮すべきである。

以 上

資料 7

〔 提 言 〕

情報産業の発展と通信回線問題について

昭和56年8月22日

情報産業振興議員連盟

会 長 倉 成 正

提 言

情報産業の発展と通信回線問題について

情報産業振興議員連盟

会長 倉 成 正

情報産業振興議員連盟は、結成以来コンピュータの利用を中心とする情報化の促進に努めてきた。

今後コンピュータの利用は、その技術的発展と相まって益々高度化する傾向にあるが、このなかにあつて最も重要な方向はコンピュータと通信手段の融合である。現在の通信回線に加え光ファイバーも実用に供され、さらに通信衛星の発展とその重要性が注目されることにならう。ここ数年のうちに通信手段、なかでも通信衛星の発展と利用は、現在わが国で考えられている以上に大きな拡がりをみせ、日本が環太平洋における政治・経済の中心となるために重要な役割を果すものと思われる。すなわち、コンピュータ技術と通信手段の発展はその間の融合を必然ならしめており、その融合により情報産業の発展が大きく期待されているのである。

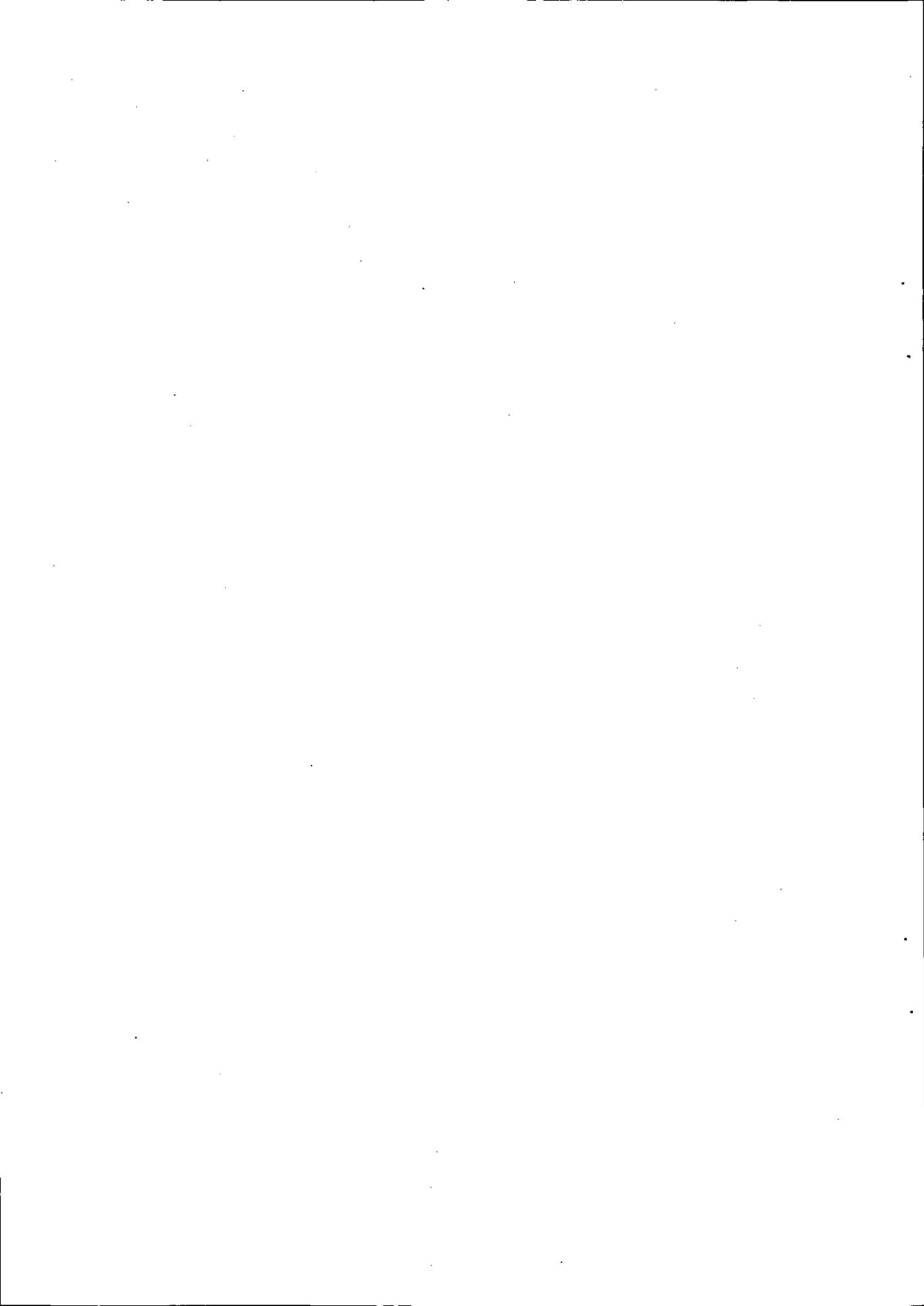
情報産業振興議員連盟は、こうした長・中期的観点から、情報産業と通信手段の融合、それによる多彩な情報処理サービスの発展を推進して行く方針であるが、このような将来的展開のためには、きわめて立ち遅れている通信衛星の開発促進を含めて通信手段の利用制度について抜本的な改善が必要であると考えている。

その観点から当面のわが国の通信回線の利用制度について連盟内に通信回線委員会を設置して度重なるヒアリングを行い、また各界から出された意見を分析し、かつ、訪米視察団を派遣するなど精力的に多角的に検討を加えてきた。

その結果、オンライン情報処理にともなう通信回線の利用制度について次のごとく提言する。

記

1. オンライン情報処理の振興のため、通信回線の利用に関する制限を撤廃し、民間の創意と工夫が最大限に発揮できるようその利用を自由とすべきである。
2. 自由化にあたっては
 - (1) 公共的な電信電話業務に重大な影響を及ぼさないよう配慮すべきである。
 - (2) 共同使用、他人使用のいずれにあっても、情報処理にともなう若干のメッセージ・スイッチングを含むことは技術の現状から当然のことであり、不特定多数者を対象とするメッセージ・スイッチングを行う場合を除き、事業規制などの制限的方策はとるべきではない。
 - (3) 相互接続については、公—特接続は自由とし、公—特—公については、不特定多数者を対象とするメッセージ・スイッチングを行う場合を除き自由とすべきである。
3. 規制を要するものについてはその範囲を明定して、それ以外は自由な通信回線の利用を認めるというネガティブ・リスト方式とすべきである。
4. 以上を実施するためには、所要の法的措置が必要になると考えられるが、本問題の緊急性を考慮して、現行法の範囲内で実施可能な事項については、可及的速やかに、法改正を待つまでもなく実施に移すべきである。



資料 8

電気通信政策懇談会提言

80年代の電気通信政策のあり方

(抄 録)

昭和56年8月24日

80年代の電気通信政策のあり方

目 次

はじめに

第1部 80年代の電気通信政策	略
第1章 社会環境の変化と電気通信の動向	”
第1節 技術の進歩とニーズの高度化・多様化	”
第2節 安定成長への移行	”
第3節 社会の情報化の進展	”
第4節 国際的相互依存関係の進展	”
第2章 政策策定に当たっての基本的な考え方	”
第1節 政策の総合的な推進	”
第2節 政策の柔軟化	”
第3節 民間能力の活用	”
第4節 電気通信網の整備と公衆電気通信事業者の役割	”
第5節 最終需要者の利益保護	”
第6節 国民的コンセンサスの形成	”
第2部 主要課題に対する政策のあり方	”
第1章 電気通信における新秩序の確立	”
第1節 総合的電気通信政策の推進	”
第2節 市場原理の導入	”
第3節 市場原理が導入されない分野における課題	”
第4節 当面の緊急課題 データ通信回線利用の自由化	”

第2章 公衆電気通信事業体のあり方	略
第1節 民間情報通信業のあり方	"
第2節 競合分野の調整と公正競争条件の設定	"
第3節 経営の改善	"
第4節 電電公社の経営形態のあり方等について	"
第3章 電気通信の高度化の推進とそれに伴う問題点	
に対する対応	"
第1節 電気通信網の高度化・高信頼化	"
第2節 技術開発の推進	"
第3節 通信方式の標準化	"
第4節 データベースの振興	"
第5節 画像通信の普及発展	"
第6節 衛星通信の利用分野の明確化及び利用制度の確立	"
第7節 電気通信の高度化に伴う問題点への対応	"
第4章 国際化への対応と国際社会への貢献	"
第1節 国際化への対応のあり方	"
第2節 国際協力のあり方	"
第5章 政策審議機関の拡充強化	"
第3部 緊急課題	67
第1章 データ通信回線利用の自由化	68
第1節 共同使用	69
第2節 他人使用	70
第3節 相互接続	71

第2章 データ通信回線利用の自由化に関連する諸問題	72
第1節 民間情報通信業のあり方	72
第2節 競合分野の調整と公正競争条件の策定	72
第3節 データ端末市場発展のための環境整備	74
第4節 データ通信回線利用に係る料金のあり方	75
座長談話	76

第 3 部

緊急課題

80年代を展望すると、以上述べてきたように、電気通信は一層進展する社会の情報化、産業構造の高度化等を推進する国の重要なインフラストラクチャーとしての役割を担うこととなり、あわせて多くの課題の解決が必要とされる。その中でも80年代の初頭に立った現在において特に早急な解決が必要とされるのは、データ通信回線利用の自由化問題と認められる。

したがって、データ通信回線利用の自由化問題については、当面の緊急課題としてその解決の方向等につき具体的に提言することとする。

第1章 データ通信回線利用の自由化

データ通信を中心とする新しい電気通信分野は、電電公社・国際電電のもつ高い技術力に支えられた電話網等の基幹的ネットワークを利用する形態において著しい発展を遂げてきた。その高度で多様な一層の発展は、わが国の経済・社会の情報化、効率化に大きく貢献するものと期待されている。そうした過程において、電電公社・国際電電の果たす役割は大きい。

しかしながら新しい分野において利用者から求められる種々のサービスに対応するためには、新しい電気通信サービスの提供において、電電公社・国際電電の努力も必要であるが、電電公社・国際電電がこのすべてを提供することは可能ではなく、民間能力が活用され、民間企業の参入による創意工夫によって多様なサービスへの対応が実現されることが必要となる。このためには、電電公社・国際電電が提供するデータ通信回線の利用制度は、民間企業の創意工夫が十分に生かされるようより自由なものとなっていなければならない。

また、データ通信回線利用の自由化が推し進められた後においても、電電公社・国際電電が、急速に開化することが見込まれる新しい電気通信の分野にお

いて、データ通信回線を提供することは、国民経済的にみても適当であると同時に新たに発生する需要に応え得る電気通信設備の整備、拡充という重要な責務を担っている。さらに、民間情報通信業者が提供することが困難な、全国的・公共的・技術先導的分野において、電電公社・国際電電が果たすべき役割が今後とも大きいことは言うまでもない。

このような観点にたつてデータ通信回線利用の自由化を次のとおり行うことが適当と認められる。

なお、国際通信に関する分野については、関係国際条約、相手国の同意の必要性等国際通信が有する特殊性についての配慮が必要である。

第1節 共同使用

現在、電電公社・国際電電が提供するデータ通信回線を、二人以上の者が共同で使用する場合、その範囲を無制限に認めることは、電電公社・国際電電の業務範囲をおかすおそれがあるとの観点から、一定の制限が課せられている。例えば、その範囲については、製造業者と卸売業者相互間とか普通銀行相互間等のように、原則として一定の業務上の関係を有する企業間等についてのみしか共同使用は認められていない。

また、認められた場合においても、その回線を使用してメッセージスイッチングを行うことは許されていない。

このような制約が、企業等のデータ通信の分散処理化、関連業務のシステム化の拡大、コンピュータネットワーク化の促進等の動向を抑制する結果を招来していると考えられるので、これを次のように改める必要がある。

- (1) 「一定の業務上の関係」の範囲を拡大して、業務上の関係を有する企業間等については、ほとんどの企業等がデータ通信回線の共同使用が自由に

できるようにする。

- (2) さらに、ある特定の業務上の関係を有する企業間等の場合には、そのデータ通信回線の共同使用に当たり、メッセージスイッチングも行えることとする。

※メッセージスイッチング：内容を変更することなく情報を媒介する電子計算機の本体の使用

第2節 他人使用

電電公社・国際電電の提供するデータ通信回線の使用契約を締結した者が、その回線を他人の通信の用に供する場合（他人使用）は、電電公社・国際電電と類似の業務を行うこととならないようメッセージスイッチングの禁止のほか、例えば、電子計算機で処理した情報を通信回線を介して別の端末に出力させることができない等の使用上の態様について一定の制限が課せられている。今後、電気通信と情報処理の融合がますます進む中で生ずる多様なニーズに対応し得るためにこのような制約を次のように改める必要がある。

- (1) 情報処理と結合した多彩な電気通信サービスの提供が可能となるようにするため、メッセージスイッチングを含む使用の態様を次により自由に行えることとする。

- ① 民間企業の創意工夫が活かされ、顧客の多様なニーズに適合する高度で多彩なデータ通信サービスの提供ができるよう回線利用の制度はできるだけ自由であることが必要である。
- ② 民間の情報通信業としては、加入電信電話等メッセージスイッチングのみを行うような使用態様及び電気通信に関する国家的なインフラストラクチャーとして位置づけられるようなものを除き、電気通信回線の自

由な使用態様が認められるものでなければならない。

③ この場合、通信の秘密の確保、最終需要者を含むユーザーの保護、技術的不具合の排除等情報通信業が有する「公衆電気通信事業」としての公益的側面から何らかの措置が必要となる。

④ このため、許可制を含む何らかのチェックを行うことは適当と認められる。しかしながらチェックに当たっては、その基準が限定的かつ明確に定められねばならない。

(2) メッセージスイッチングを含まない場合の使用については、届出のみにより自由に行えることとする。

第3節 相互接続

特定通信回線と公衆通信回線を電子計算機を介して接続することについては、現在、郵政大臣の個別認可の対象となっているが、今後は次のような方向で対処することが必要である。

電子計算機を介して特定通信回線と公衆通信回線を接続することは、原則として自由とする。

ただし、電子計算機を介しての、公衆通信回線・特定通信回線・公衆通信回線の接続いわゆる公—特—公接続については、今後の技術進歩等に伴って種々の使用形態が出現し、いわゆる電信電話的使用が行われることも予想される。これをチェックするため、当分の間、個別認可により対処することが適当である。

第2章 データ通信回線利用の自由化に関連する諸問題

第1節 民間情報通信業のあり方

データ通信を中心とする新しい電気通信分野の発展を図るための一方策として、電電公社・国際電電が提供する基幹的通信網・基幹サービスをベースとし、経済社会の多様なニーズに対し、きめ細かく、かつ、高度なサービスを提供し得る新しい情報通信事業体の出現基盤が整備されなければならない。

データ通信回線利用の自由化に伴って、データ通信は、さらに多様かつ高度に利用することが可能となり、また、利用者にとっても種々の新しいデータ通信サービスの提供を受けることが可能となる。

情報通信業とは、このような多彩なデータ通信を、電気通信サービスとして、広く企業・社会・国民等に提供する事業であり、データ通信回線利用の自由化に伴い、今後、急速に発展することが見込まれる。

情報通信業のこのようなサービスの提供に当たっては、自由な競争市場において行われることが、国民経済的にみて有益と認められるが、一方、情報通信業が、電気通信サービスとして顧客の情報を送受・媒介する場合には、通信の秘密の確保など事業の公益的側面について、十分な配慮が求められる。

したがって、情報通信業者のうち、データ通信回線利用の自由化に伴ってメッセージスイッチングを含むデータ通信サービスを提供しようとする者については、許可制等のもとで高度多彩な電気通信サービスを提供する新たな「公衆電気通信事業者」として位置づけられる必要がある。

第2節 競合分野の調整と公正競争条件の策定

1. 競合分野の調整

データ通信回線利用の自由化に伴い、民間情報通信業においては、一層多種多彩なサービスの提供が可能となるが、この分野においては、電電公社・国際電電の同種の事業との間において、秩序ある競合関係を保ちながら、それぞれの特徴を生かしつつ、社会の多種多様なニーズに応えていくことが今後一層必要となってくる。

このために、特に電電公社のデータ通信設備サービスの提供に当たっては、全国性・公共性・技術先導性という従来からの三原則に則りつつ、さらに民間情報通信業者との共同、協調関係の確立を図ることについても配慮することが必要である。

2. 公正競争条件の策定

情報通信の分野において、電電公社と民間情報通信業者との間において秩序ある競合関係が成り立ち、調和ある発展が図られるような公正競争条件が設定される必要がある。

このためには、電電公社については、次の点に留意することが必要である。

(1) 会計制度

独立採算制の確保に立ち、競合分野と独占分野における収支帰属を明確にする区分計理システムを確立し、これを担保するために計理の公開が求められる。

(2) 内部相互補助

独占分野の収益を競合分野に投入するような内部相互補助は、原則として排除されるべきである。

(3) 経営組織

公正競争を確保するためには、経営組織の面でもその改善が求められ、

例えば、組織的に独立性の高い事業部制のような考え方の導入を検討する必要がある。

(4) 料金設定方式

利用者の多様なニーズに応じていくため、競合分野においては、サービスの提供について一層機動的かつ柔軟な対応が可能となるよう、例えば、料金決定手続の再検討等を行うことが必要である。

第3節 データ端末市場発展のための環境整備

利用者のデータ端末機器については、公衆電気通信設備への接続に際し、技術基準に適合しているか否かについて、電電公社・国際電電の審査・検査を受けることとなっている。

この技術基準は、公衆電気通信設備の損傷の防止や利用者との責任分界点の明確化等のために必要な技術的条件について、電電公社・国際電電が郵政大臣の認可を受けて定めている。

また、技術の進歩と利用形態の多様化に伴い、高度な機能を備えた各種の端末機器が出現していることから、端末相互間の円滑な通信を可能とするため、通信方式の標準化が必要となっており、現在標準化されたものについては「推奨通信方式」として郵政大臣が告示している。

データ通信回線利用の自由化の動向に即しつつ、データ端末機器及びその利用形態の多様化、コストの低廉化に対する経済・社会諸分野の要請を実現し、また、利用者の端末機器利用の容易性を増大させ、あわせてデータ通信機器産業の発展にも資するため、次の方策を講じる必要がある。

1. 技術基準の制改定に当たって広く国民の声が反映できる仕組の確立
2. 審査（個別審査、型式審査）、工事検査等の簡素化及びそれらのあり方

に関する検討

3. 推奨通信方式に関する制度（審議機関，認証制度等）の検討

第4節 データ通信回線に係る料金のあり方

データ通信に専用的に利用できる特定通信回線の料金は，遠近格差が大き
く，また，技術開発の推移からみても特に遠距離区間の料金は高いと考えら
れる。データ通信の振興を図り，情報化社会の進展に資するため，適切な料
金体系に改める必要がある。

現行の特定通信回線の料金は，専用回線の料金との均衡を図って定められ
ており，その専用回線の料金は，電話の通話料（法定料金）との均衡を図っ
ているが，電話の通話料は，遠近格差が大きく，是正が要請されている。

しかし，電話の通話料は，国民が広く利用するものであって，抜本的な是正
が，特に近距離区間の通話料の引上げを伴うことから困難な実情にある。

そこで，特定通信回線の料金体系において，遠近格差の是正を図るための
方策としては，回線料金の原価（適正な利潤を含む。）を明確にした上，電
話の通話料及び専用回線の料金の遠近格差の是正の方向を見極めつつ，特定
通信回線の料金体系を別に確立していく必要がある。また，適正な距離段階
の設定についても実現を図っていくことが望ましい。

しかしながら，その実現に当たっては，料金の引上げを伴う場合の利用者
の急激な負担変動，電電公社の収支状況に及ぼす影響等にも配慮しつつ，漸
進的に進めることについても考慮することが必要である。

昭和56年8月24日

座 長 談 話

本日、電気通信政策懇談会として、「80年代の電気通信政策のあり方」についての提言を郵政大臣に提出した。

本提言は、昨年10月に当懇談会が設置されて以来、その下部機構としての専門委員会・専門委員会部会等の検討・調査・研究活動と一体となって、10ヶ月余にわたって、7回の会合（臨時会合を含む）を開いて検討をすすめてきた結果を集約したものである。

提言は、長期的・基本的課題から当面の緊急課題までを含めて、その方向等を示しているが、長期的・基本的課題については、今後一層の検討・調査を要するものもあり、日々の行政ベースあるいは調査・研究プロジェクト活動等の中で対処されたり、あるいは公的な政策審議機関によって審議決定されるべきものもあろうが、当懇談会としては郵政省においてこれを具体化するに際しては、字句に拘泥することなく、よく提言の精神を活かすよう切に願うものである。更に将来にわたって、政策を決定した後に於ても、時宜を失することなく、その効果は常にフィードバックされ、適時適切に対処されることを願ってやまない。

また、本提言においては特に緊急課題として「データ通信回線利用の自由化問題」について、そのあり方を具体的に提言しているが、これは今後のわが国において情報化の促進が必要であり、そのための方策として、情報化の中心的役割を果たすことが期待されている電気通信分野においてデータ通信回線利用の自由化を推し進めることが有効な政策であるとの認識にたって行ったものである。

この自由化の推進の結果、電信電話公社の施設を利用しつつ、公社とは別個の他人間の通信を媒介する類似したサービスの出現が見込まれ、これはいわゆる公衆電気通信業務であるので、これらについては公益的側面から利用者保護、通信の秘密の確保や公衆電気通信秩序の維持等の観点から、一定のチェックが必要と考えられる。当懇談会としてはこれを「許可制を含む何らかのチェック」という言葉で表現することとしたものであり、情報処理の中にメッセージスイッチングが含まれる場合、何らかのチェックはあるものの直ちに許可制のもとにおかれるということの意味するものではない。

どの範囲までのものが許可制のもとにおかれるかについては、郵政省における今後の法的措置の検討等の中で具体的に整理されることとなろうが、当懇談会としては基本的には、できるだけ自由な利用が認められるようになることを願うものであることを申しのべておきたい。



資料 9

今後における公衆電気通信事業のあり方

1981年10月

全国電気通信労働組合

1981年10月

全国電気通信労働組合

今後における公衆電気通信事業のあり方

はじめに

1980年代に入って電電公社の事業運営に対し、多くの批判、意見が出され、最近の第二臨調第一次答申では、「経営の効率化を促進するとともに、巨大化した事業規模の適正化、組織の活性化を図るため、事業の分割、民営化等をふくめ今後の経営形態を根本的に見直す」との方向が示され、検討が開始されています。

わたしたち全電通はこの状況を80年代におけるパブリック・セクターの役割が問い直されているものと受けとめ、電気通信事業に働らく労働者の社会的責任として「国民のための情報通信」実現の立場から「民営化に反対し、電気通信事業の改革をはかる」ため、つぎの態度を明らかにします。

1 理由なき民営化論

今日、行政改革の立場からの民営化論は、

- ① 国の支出を削減して「小さな政府を」
- ② 官業は非効率である
- ③ 民業を圧迫し、民間の活力を阻害する
- ④ 官業としての使命は終わった

にあるといわれ、これに加え、電電公社の不正経理に代表される独占の体質に対する批判から主張されています。

しかし、電電公社に関しては、①国の財政から全く補助されておらず、逆

に1981年度から四年間毎年1,200億円を国庫納付し、国の歳入増に寄与しています。②非効率が指摘されていますが、アメリカの民間企業である電話会社（ATT）の生産性：職員一人当たり電話機数でみた場合1979年度、電電公社205個とATTの165個を大きく上廻っています。また、電話の完全充足、自動化100%はすでに達成されています。

問題は、公社発足の主旨であった公共性を維持し、効率的な経営が拘束と統制の強化によって自主性が狭くなり、効率を発揮したくとも機動性がないことであります。③民業圧迫論は、利用者、国民としては、公営であれ、民間企業であれ、情報通信に関し、良品、低廉のサービスを求めているもので論理のすりかえであります。④使命終了とありますが、電気通信事業は、現在4,000万におよぶ加入電話のサービスを提供し、今後の需要にも応えていく役割をもつとともに、情報化の進展にもないデータ通信、ファクシミリ等の新たなサービスのためより便利で、より豊富な、より安いネットワークが要求され、それに応えるシステムの建設が求められ、情報化時代の使命は大きいと考えます。

以上のごとく、今日の電気通信事業に対する民営化論は、その論拠が不明確なものであります。

2 わたしたちが提起する公衆電気通信事業のあり方

I 基本原則

わたしたち全電通は、民営化論には反対であります。現在の電電公社の経営については、多くの意見をもっています。それは、①古い独占時代の体質が残留し、今日の社会的ニーズに対応し切れてない。②拘束と統制が経営の自主性を失なわしている。③不正経理に代表される経営体質の改

善を早急に行ない、国民の信頼をとり戻す必要がある。

この立場から、情報化時代における公衆電気通信事業体のあり方は、
「社会のすべての部門に最良のサービスを提供し、経済資源を最適な方法
で利用すること」ならびに、「このサービスを適正な料金で提供すること
にある」との立場にたちます。

したがって、今後の電気通信事業の基本は、

- (1) 電気通信ネットワークは国民の共有財産であって、特定のものの利益のみを追求する利用は許されません。また、電気通信ネットワークの社会性が拡大していることから、巨大な外国資本が介入することになれば、わが国の国民経済が左右されることにもなりかねません。
- (2) 民営化や分割が行なわれた場合、利潤を目的とする企業活動は、収益の如何によって、料金、サービスに地域別格差を生じ、「あまねく公平」の原則が失われます。

ことに、電気通信は全国的規模で双方向性を有し、東京でかけた電話と北海道でかけた電話料金が異なることは「あまねく公平」の原則に反します。

- (3) この立場から経営形態のあり方については、公共性を維持・発展させていくため公共企業体として、その経営に民間の長所をとり入れたものとしていきます。
- (4) 事業の運営にあたっては、公開・分権・参加と自主性の確立をはかります。
- (5) 情報化の進展に対しプライバシーを保護します。

II 私たちのめざす公衆電気通信事業

情報化の進展のなかにおける公衆電気通信事業体の役割は大きいものが

ありますが、このなかで出現してきたすべてのサービスを独占的に提供することは困難であり、また、社会的に容認されません。この立場から、

(1) 情報化の進展に伴って、国民生活の向上

福祉の充実をはかり、国民経済の発展に寄与するサービスの提供を行いません。

(2) 電信電話サービスは今後も一元的に提供していきます。

(3) 電信電話ならびにデータ通信、ファクシミリ網などのネットワークについても一元的に所有し運営していきます。

(4) データ通信、ファクシミリサービス等は、民間と公正競争を行なっていきます。また、今後、新たなニーズに対する新サービスについても積極的に対応していきます。

(5) 通信回線（網）の利用については、電信電話的業務を行わないことなど一定の規制を行なうもののほかは自由化とします。

(6) 端末については、ほとんどが自由化されていますが、基本サービスの電話機（本電話機）についても民間も販売可能となるようにします。

(7) 情報化の発展を展望し、以上の社会的責任を果すため必要な建設投資を行いません。

Ⅲ 公正な競争条件の設定

公衆電気通信事業者と民間の競争分野が生じることにたいし、競争を公正に行なえる条件を整備していく必要があります。そのため、

① 料金、制度、業務の範囲など、現行の法制上の規則の緩和と認可制の再検討を求めていきます。

② 税制上の優遇措置を再検討し、税金についても支払う方向で具体化をはかります。

3 新しい時代に対応する経営のあり方

(1) 独立採算制を貫くとともに、経営の自主性を保障し、国民の負託に応える経営とします。そのために、

① 予算（投資を含む）は、細目にわたって議決する拘束制度を改め、総枠について国会の承認をうるようにします。

② 料金の法制定制を緩和します。具体的には、

ア、公共的必要余剰を含めて料金の決定原則について国会で決めます。

イ、基本的な料金（基本料、通話料等）は、電気通信審議会の審議を経て郵政省の認可により定めます。この際公聴会等によって、十分利用者、国民の意見を反映させます。

ウ、料金体系は公平を原則とし、新たな時代に適合するように見直します。

但し当面は、グループ料金制の実施により、道一つ隔てて市外通話といったような不公正をなくします。

エ、競争サービス・商品については、市場原理により自主的に決定します。

(2) 制約されている当事者能力の拡大をはかります。当面は人件費の移流用、収支差額の一部について自主的運用を可能となるようにしていきます。

(3) 労働者の企業努力が報いられる制度を確立するとともに、働き甲斐のある職場を確保します。

(4) スト権は民間なみとします。

4 開かれた事業とサービスの拡充

(1) 経営内容や計画を広く国民に公開し、経営をガラス張りにします。

(2) 地域社会の要請に応じたサービスを柔軟に提供するために、本社による統制強化を改め、地方分権を拡大します。

(3) 経営委員の有償化による責任制の確立等；経営委員会の強化をはかるとともに、現行の監事制度を発展させて専門家を含む監査委員会を設置し、経営に対する内部牽制体制を強化します。

(4) 利用者、国民の立場にたつてサービスを提供します。その基本は、

- ① 公平……誰でも、どこでも
- ② 正確……良い品質、無事故
- ③ 迅速……す早い対応
- ④ 親切……利用者の立場にたつた応待
- ⑤ 低廉……安い料金

(5) 具体的サービスとしては、

① 近い将来、電話、ファクシミリ、コンピュータなどが自由に接続出来る高度情報通信システムの形成をはかっていきます。

② 当面は、

ア. 1軒1電話を最低に普及をはかります。

イ. 無電話地域の解消をはかります。そのため離島・過疎地の通信手段の開発、ならびに、加入区域制を廃止します。

ウ. 料金については公平で格差の解消をめざしたものとします。

エ. 福祉の電話の拡充と救急医療システム、心電図伝送の普及。

オ. データ通信、ファクシミリ通信、移動体通信の大衆化、さらに、公共的データ・ベースシステムの提供。

カ. 災害対策の充実強化をはかります。

5 経営に対して国民、労働者の意思の反映の場を確立します

- (1) 長期的には電気通信監理委員会を頂点として、国民的なチェックの体制を確立し、公的独占の弊を徹底して排除します。そのためには電気通信監理委員会は適正な構成による高度な行政委員会とします。

(注) 公企体に民間公益事業と同様の経営の自主性を保障するとともに、公的コントロールの場としての行政機関の設置の構想は昭和39年の第一次臨時行政調査会の答申において提起されています。

- (2) 当面の課題としては、郵政審議会より電気通信審議会を独立させ、民主的な構成のもとに運営し、電気通信事業の運営において必要な課題について検討します。
- (3) 現行の利用者委員会を県レベルに拡大し、利用者、国民の意見の反映の場を充実するとともに、それを事業運営に活かし切るために、電電公社に全社的な体制を確立します。

6 雇用・労働条件等

- (1) 全電通労働者の雇用保障、ならびに関連産業労働者の雇用保障
- (2) 働きがいのある職場
- (3) 労働者の努力がむくわれる制度など新時代に対応する労働条件の確立
- (4) 技術変化に対する技能向上訓練の拡充

資料 10

(郵政省報道発表資料)

データ通信自由化について

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の内容
付加価値データ伝送業務に関する法律案の内容

昭和56年12月

郵 政 省

(注：この2件の法律案は実際には国会には
提出されず、「資料17」の法律案が国
会に提出された。内容も変化している。)

昭和 56 年 12 月

郵 政 省

データ通信自由化について

郵政省は、産業界、経済界等各界から強い要望の出されていたデータ通信利用制度について、抜本的改正案をとりまとめた。

データ通信は現在、銀行のオンラインシステム、自動車の車検システム等、社会、経済等のさまざまな分野で広く利用され、国民生活に欠くことのできないものとなってきている。

しかし、データ通信の利用制度は、昭和46年の公衆電気通信法改正以来、一部手直しが行われたのみであり、コンピュータ通信技術の急速な進歩等にもはや対応できなくなっているとして、各界から大幅な自由化の要望が出されていた。

こうした状況のもとに、郵政大臣の私的懇談会である電気通信政策懇談会は、本年8月、データ通信の自由化のあり方について緊急課題として提言を行ったが、その中で、単に情報処理のための通信回線の利用制度の改正にとどまらず、80年代を展望してコンピュータの蓄積・交換機能を活用した高度な通信サービスを提供する民間事業者の出現を促進すべきであるとして、そのための制度の整備を求めているところである。

郵政省は、これらの動向を踏まえ、その改正案を検討してきたが、このたび、データ通信利用制度の抜本的改正案をとりまとめ、通産省をはじめ、関係機関との調整を開始した。

この改正案によれば、経団連提言、産業構造審議会答申(通産省)、行政管理庁勧告等の求めるデータ通信に関する自由化は、ほぼ全面的に認められることとなる。

郵政省が今回の改正案をまとめることとなった背景は、データ通信の急速な発展に伴い、個々のコンピュータシステムを結びつけるデータ通信の発展・高度化の動向、いわば社会のシステム化の方向が必然であり、更に、コンピュータとその利用技術の発展に現行制度が対応しきれなくなっているとの認識のもとに、新しい通信政策の方向を打ち出すこととしたためである。

今回の改正案の主要な内容は、①情報処理のための回線利用は原則自由化を行う。②従来、電電公社の独占とされていた通信サービスの分野に、「付加価値データ伝送業務」として民間企業の参入を認めることとしたことの2点である。

(情報処理のための回線利用自由化の内容)

	要 望	対 処
共同使用	範囲の拡大 メッセージ交換	① 業務上の関係のあるほとんどの企業間で可能。 ② 業務上緊密な関係を有するときはメッセージ交換も可能。
他人使用	基準緩和 メッセージ交換 コンピュータ接続	① 他人の通信の媒介が行われない場合、自由な使用可能。 ② 上記の場合、中途コンピュータ等のメッセージ交換も可能。 ③ コンピュータとコンピュータの接続も可能。
相互接続	個別認可撤廃 公-特-公の接続	① 公-特の接続は個別認可を廃止。原則自由。 ② 公-特-公接続も、個別認可のもとに可能。

（付加価値データ伝送業務に関する内容）

付加価値データ伝送業務とは、コンピュータを用いた、コンピュータ通信、メールサービス（オフィスオートメーションのための文書伝送サービス）等で既にアメリカでは多くの企業が提供しているが、わが国においても今後多様な発展を期待される新しい通信サービスである。

この付加価値データ伝送業務は、「特定」と「公衆」に2分類されている。

特定の需要者に対してサービスが提供されるもの（特定付加価値データ伝送業務）は、原則自由であるが、このサービスが電電公社の基本的サービスと同じものとならないことをチェックするため届出を必要とする。

不特定多数に対して電電公社の基本的サービス以外のサービスが提供されるもの（公衆付加価値データ伝送業務）は、新しい通信サービスであるので、通信の秘密等利用者保護等の観点から郵政大臣の許可が必要であり、また、外資、外国人の参入を制限している。

その他、許可等に当たって、郵政大臣の公正な判断を確保するため、審議会による第三者チェックを行い、手続的な側面からも公正さを確保することとしている。

（今回の改正の主眼点）

今回の改正案の主眼点は、従来民間にまったく禁止されていたメッセージ交換を全面的に認めることとした点にある。メッセージ交換を認めることによって、各界からの多方面にわたる要望に対して応えると同時に、これまで電電公社の専属領域とされていたメッセージ交換を本来業務とする通信サービス（付加価値データ伝送業務）を民間企業も提供可能とすることによって、経済・社会の活性化に貢献し、併わせて通信分野における民間能力の活用を図ろうとするものである。

一方情報処理を主体とする従来のデータ通信（オンライン情報処理）は、通信サービス以外のものと位置づけられ、原則自由化が図られているというのが、今回の改正の基本的構造となっている。

(今後の措置)

政府部内の調整がつき次第、年明けにも自民党通信部会等の了承を得て、次期通常国会に法案提出の運びとする予定。

公衆電気通信法の一部を改正する法律案の内容

(注：本法律案は国会提出とならず)

1. 特定通信回線の共同使用の拡大

- ① 業務上関係があるほとんどの企業間で一定の基準のもとに共同使用できるものとする。
- ② 国の機関及び地方公共団体又は共同して同一の業務を行う二人以上の者若しくは相互に業務上緊密な関係を有する者であるときは、従来認められていなかった電信電話的利用も含めて自由に行えるものとする。

2. 特定通信回線の他人使用の拡大

他人の通信の媒介を行わない限り、計算センター等は自由に回線を利用できるようにする。

3. 他人の設置する電子計算機等との接続

計算センター等が設置する電子計算機とその顧客が設置する電子計算機等とを接続できるものとする。

4. 特定通信回線と公衆通信回線の相互接続

特定通信回線－公衆通信回線の接続については、個別認可制を廃止し、一定の基準のもとに接続できるようにするほか、従来認められていなかった公衆通信回線－特定通信回線－公衆通信回線の接続についても、個別認可により接続できるものとする。

5. 公衆通信回線の利用制限禁止

公衆通信回線の共同使用及び他人使用の制限を廃止する。

付加価値データ伝送業務に関する法律案の内容

(注：本法律案は国会提出とならず)

1. 目的

この法律は、付加価値データ伝送業務（民間企業が電電公社・国際電電のデータ通信回線を利用して行うVAN、メールサービス等の通信サービス）の運用を適正にすることにより、利用者の利益を保護するとともに、公衆電気通信に関する秩序を確立することを目的とする。

2. 秘密の確保

憲法で保障された通信の秘密を確保し、信頼されるサービスとするため、付加価値データ伝送業務を行う者の取扱中に係る通信の秘密を電電公社・国際電電の取り扱う通信と同様に保護する。

3. 付加価値データ伝送業務範囲の明定

電電公社・国際電電が独占的に提供すべき公衆電気通信業務を、ネガティブリストで明定することにより、民間企業（付加価値データ伝送業務を行う者）が行える業務を明らかにする。

電電公社・国際電電が独占的に提供する業務は次のとおり。

- ① 電信、電話、専用線、データ通信回線、DDX等国民経済及び国民生活上基本的な電気通信手段として、合理的な料金の下にあまねくかつ公平に提供することが不可欠と認められる業務。
- ② 我が国の締結した条約その他国際約束により、民間企業が行えないものとされている業務

これらの業務は、審議会に諮問して、郵政省令で定める。

4. 特定付加価値データ伝送業務

① 業務の届出

特定の者の需要に応じて行う業務は、その業務の開始の一月前までに、郵政大臣に届け出れば原則として自由にできるものとする。

② 変更命令等

特定業務はあくまでも自由にできることを原則とするが、その業務が電電公社・国際電電が独占的に提供すべきものに該当する場合は、その業務に利害関係を有する電電公社・国際電電ではなく、第三者たる郵政大臣の判断に

より届出を受理した日から1月以内に限り、その業務の変更又は中止を命ずるものとする。

5. 公衆付加価値データ伝送業務

① 業務の許可

不特定多数の者の需要に応じて行う業務は、利用者の保護等を図るため郵政大臣の許可を受けなければならないこととする。許可に当たっては、許可の基準を明定するとともに、外国企業には原則として許可しないものとする。

② 料金その他の契約約款の届出

公衆付加価値データ伝送業務を行う者には、料金その他の提供条件に関する契約約款を届け出させ、間接的に利用者の保護を図る。

③ 改善勧告等

郵政大臣は、設備又は業務の運用が適切でないためその利用者の利益を著しく阻害している事実があると認めるときは、公衆付加価値データ伝送業務を行う者に対し、当該設備又は業務の運用の改善を勧告又は命令することができることとし、直接的に利用者の保護を図る手段を担保しておく。

6. 手続的保障

郵政大臣の公正な判断を確保するため、電電公社・国際電電の独占とすべき公衆電気通信業務の範囲を定めるとき、又は、許可、命令等の行政処分を行おうとするときは、審議会に諮問しなければならないこととする。

資料 11

ユ ー ザ ー 白 書

昭和 57 年 追 補

(抄)

昭和 57 年 2 月

電 気 通 信 ユ ー ザ ー 協 議 会

第1部 ユーザーの望むもの

電気通信ユーザー協議会は、昭和56年12月、現在におけるデータ通信回線自由化に関する郵政省の動向に関連し、特に次の3点を主張しその実施を強く要請するものである。

1. データ通信のための共同使用、他人使用を全面的に自由化されたい。
2. 遠近格差を是正するとともに、料金水準を大幅に引下げられたい。
3. 付加価値通信業務については、新規民間業者の参入が当該分野の発展につながるとの認識の下に、電電公社および国際電電が不当に新規民間業者を圧迫することのないよう公平に扱われたい。

1. 共同使用・他人使用の自由化

1-1 回線規制は情報規制

共同使用・他人使用を完全に自由化されたい。つきつめればデータ通信を目的としたメッセージ・スイッチングを自由化することである。

「業務上関係がある企業間」で、とか「一定の基準の下に」或いはまた「共同して同一の業務を行う者」に限って、共同使用を認めるのでは決して自由化ではない。

此等の回線利用上の規制は、そのまま電子計算機利用形態を規制することにはほかならないのである。郵政省は、上記の条件でユーザーの要求をすべてみたしていると考えらるであろうが、それは大きな間違いである。

なるほど、従来ユーザーが訴えていた不合理的事例は、これ位のことなら当然認められるだろうと考えて企画し、実行に着手して規制され苦悶した事例であって、いわば自己規制し、自己検閲した上でひっかけられてしまったものばかりなのである。民間企業は、やれぬと判っていることを企画化するほど、時間

的にも、資金的にも余裕はない。したがって国は、ユーザーの訴える事例を超えて判断すべきである。

電子計算機の活用が我国の産業や社会に必須であり、それをもってしてはじめて国の発展を維持してゆけることを国が認識するのなら、その電算機の利用形態を、国は如何なる形においても規制すべきではないであろう。回線利用形態に条件をつけるという形式をとって、実のところは情報の処理・流通を期制している昭和の40年代、50年代の日本は、複写機を国家管理しているソ連と比較して後世論じられることを予期しなければなるまい。

他人使用について「他人の詰信の媒介を行なわない限り」回線の利用を自由化するというのもナンセンスである。通信回線というものは、データ通信用であろうと電話用であろうと、要するに通信のためのものであり、それを他人が使用する限り他人の通信の何等かの媒介は本質・必然的に伴うものであって、それをどこまでは認める、どこからは認めないと線をひくことは所詮人工的、人為的境界であって、結局は行政の恣意に堕してしまうおそれなしとしない。

単独使用と共同使用・他人使用の区分は実体においてあいまいならざるを得ず、共同使用と他人使用の区分はさらにあいまいなのである。何のためにムリヤリ区分しなければならないのか、それが不思議である。

1-2 全面自由化をこそ

単独使用形態である限り、換言すれば同一企業内であれば、メッセージ・スイッチングは自由である。ところが、この企業が製造部門と販売部門に分離されて別会社となると、両社間の回線は途端に「共同使用」形態になる。もし、その企業が電算機部門をも別会社にすると、製造会社と販売会社はその電算サービス会社の電算機とネットワークを使うことになるから、「共同使用」は「他人使用」となり果てる。

ユーザーの本当の気持はこうである。単独使用でも共同使用でも他人使用でもそのような定義自体は問題ではない。しかし、そのために高価なそして便利な電子計算機の使い方を制限したり、禁止したりすることはやめてもらいたい。

人間の想像力には限界がある。一方経済界、産業界、そして科学技術の必要と発展に応じ、思いもかけない電算機の応用の仕方が出てくる。それを、想像力の貧困によって、例えば、製造業者と卸売業者相互間は共同で回線を使ってよろしいと決めたが故に、製造業者と卸売業者の間に倉庫業者と運輸業者が加わってはいけなくしてしまったりすることはあってはならぬことであろう。

また、此等の業者間に伝票や指図書即ちメッセージが現実によりとりされているのに、コンピュータを利用してそのメッセージのやりとりを即時的に処理しようとするのがどうしていけないのか。

また、その制限をとくのに、どうして業務上の深いつながりや、資本的関係があることが絶対条件なのか。

例えば、旧財閥系グループの諸企業が集って回線を共同利用しようとするのは自然のなりゆきで、今回の改正でどうやらこれは認められそうな雲行きである。それ自体は結構である。しかし回線の共同利用に何故資本的つながりや業務上の契約関係が必要条件なのだろうか。郵政省はいわゆるコングロマリット傘下の企業にだけ回線共同利用とメッセージ・スイッチングを認めようとするのであるとしたら、おかしい話である。資本的つながりのない企業同士、あるいはまた、業務上提携関係にないむしろ競争関係にある同業者同士を、回線の利用形態において巨大系列企業と何故に区別する必要があるのだろうか。回線の利用形態とは、言い換れば電子計算機の共同利用形態にはかならない。電子計算機の利用形態を、何故に官庁が規制しなければならないのか。情報処理伝達システムについて国が規制し、又、特別な資本関係の有無によって利益を与えたり、禁止したりすることは自由社会では妙な話ではないだろうか。

共同使用は一切自由化すべきである。自由化して当然のことである。他人使用はどうか。他人使用についても同じことである。

そもそも単独使用、共同使用、他人使用の区分により規律しようとするのは、経済界、産業界の実情にてらしてみるとき意味をなさない。ただ単に回線開設の手続きを繁雑にし、システムの認可期間を長引かせているだけのことである。

それだけではない。企業側は認可になるか否かが判らないシステム、仮に認可になるとしても一年も審査に日時を要するシステムについては、当初から断念せざるを得ない。認可基準も明確でなくまた類似のケースで認められた、認められなかった等の事例を耳にすれば、保守的に無難な道をとってしまうことにもなる。

不特定多数を対象に、不特定情報について、専らメッセージ・スイッチングを行なおうとする者に対してだけ何等かの「規制」を行なえばよい。(その「規制」については後に論じる。)この場合を除き、共同使用、他人使用ともメッセージ・スイッチングを含め自由化すべきである。メッセージ・スイッチングを含めと言うより、メッセージ・スイッチングこそ自由化すべきである。共同使用、他人使用においてメッセージ・スイッチングが自由化されるか否か、それこそが第二次開放であるか否かのリトマス試験紙である。

1-3 あいまいなメッセージ交換の定義

昭和46年の第一次開放時においても、それから10年余りを経た今日においても、メッセージ・スイッチングこそは電電公社、KDDの不可侵の聖域であり、伝えられる昨今の「自由化案」においても、「メッセージ交換」については自由化をよそおいながら結局は規制が付されている。

メッセージ交換とは何か。それには通信工学的定義と、公衆電気通信法=郵政省令=公社規程的定義と2通りある。ユーザーが悩まされるのは公衆法=省令=規程的定義であり、これが自由化されるか否かこそ第二次開放の二百三高地であり、スターリングラードであり、ミッドウェイなのである。それは「電子計算機の本体を使用して内容を変更することなく情報を媒介する」こととされている。(公社データ通信規程第4条(1), 第6条)民間企業の電算化スタッフの涙は、そして時に郵政省以外の官公庁の電算化スタッフの涙も、この文言に由来する。この「電子計算機の本体を使用して内容を変更することなく情報を媒介する場合」は、国の機関であろうと、地方公共団体であろうと、まして民間企業如きは、一切の共同使用のため他人使用のための回線契約は、電電公

社に結んでもらえないきまりになっているからである。

共同使用については施行規則第4条13「内容を変更することなく情報を媒介する電子計算機の本体の使用に係る場合は除く」とされ、また公社規程第4条(1)にも同様の定めあり、他人使用については施行規則に規定なしに公社規程第6条に「電子計算機の本体を使用して内容を変更することなく情報を媒介する」場合は他人使用を認めないとしている。「内容を変更することなく情報を媒介する」とは「メッセージ交換」を指すと解説されている。

通信工学では、メッセージ交換とは回線交換に対比される交換方式である。通信における交換方式は次の2つがある。

(1) 回線交換方式

Line Switching System

(2) メッセージ交換方式(蓄積交換方式)

Message Switching System

(Stored Switching System)

回線交換方式の典型は電話交換である。即ち回線と回線とが、必要な時間だけ専用的排他的に接続された状態となる。

メッセージ交換方式は、電信またはデータ通信に用いられ、電算機等の交換手段を介在させて、そこに瞬間的にでもメッセージを蓄積させ、送り先を判定して送信するものである。パッケージ送信が典型である。

ここにも一つの混乱のもとがあるが、郵政省のいうメッセージ交換とは、この両方式の別なく、要するに電子計算機をもってスイッチング手段とすることである。電話や電信のように、言葉や文章による情報を、右から左にとりつぐことが郵政省のいうメッセージ交換であり、これは電電公社とKDD以外には絶対にやってはいけないことだというのが伝統的考え方なのである。(日本の郵政省のために公正に言えば、それは欧州諸国の電気通信行政当局者にも共通した考え方でもある。)

この内容を変更することなく云々の定義づけは、実際には余り頼りとなる基

準にはならない。そこで、時期時期での郵政省担当官の判断に相当に左右されてしまうことになる。

たとえば、入力者が110、119等のコードを入力し、電算機が翻訳して端末機にドロボウ、カジダ等と一斉出力した場合、この翻訳は処理であり内容を変更したことになるか、否か。(110、119をそのまま110、119と出力すれば明白に内容も外見も変更はない。この場合と実質的にどちらがうのか。)

同様に証券コード5404は日本鋼管を指すと公定されている。5404を5404と出力することと、入力5404をニホンコウカン又は日本鋼管と出力することと、実質的に如何なる相違があるか。

Aからトラ、トラ、トラと入力し、Bにワレキシユウニセイコウセリと出力する場合はどうか。

またローマ字文章を漢字まじりカナ文章に転換することも現在実用化されている。これは内容の変換であるのか、ないのか。

公衆法系で言う「内容を変更する」か否かは、ちょっと例をあげても、このような疑問が生じる。そうしてこの程度の疑問を真面目に議論しなくてはならないのは、まことに愚かなことである。何故に此等の例のうちどれかがよく、どれかが悪くなければならないのか。一般には理解できない。

一方で電子計算機は算術演算のほか、記憶、またその消去、対比、そしてその組合せによる検索や翻訳をきわめて得意とするものである。オンライン・リアルタイムの一斉通報をふくめての処理は、電子計算機なしでは考えられないシステムであり、この能力を自由に活用することができれば産業、経済上の利益は図りしれないものがある。それが今日では事実上機能を全力発揮することは禁止され、ひとり電電公社のみが実施資格をもっているのは、現代の日本における典型的不合理例である。電電公社だけでその必要をみたしうるはずがない。もしそれが電電公社データ通信本部の営業支援のためとすれば、第一次開放以来10年を上廻る歳月は長きに失したといわなければならない。

このメッセージ交換規制は、単に我が国内にとどまらず、国境を越え、次の

国境も越え、徹底的に規制される。ラスベガスやロンドンでルーレットをやつて、成田に着いたら逮捕されたという話はきかないが、我が国の公衆電気通信法の規制は全世界に及ぶのである。つまり、ユーザーが国際回線を開設して自社の電算機と結ぼうとする場合、その回線の先端が、先の先のどこかで分散型システムに連絡していたら、その回線は開設してもらえないのである。いずれは宇宙のはてに及ぶはずである。

国内の規制が電電公社、KDDの利益擁護のためとすれば、外国にまで及ぶ規制は外国の電電公社、KDDに相当する公衆通信業務者の利益を擁護するためであろうか。しかし、我国と最も関係の深い米国では、我国の禁止していることはとうの昔に自由になっているので、外国の政府以上に外国の業者の利益を守ってやっていることになる。まさか、そうではあるまい。とすると、ただもう「とにかくメッセージ交換はいかんのだ」と言いはっているとしか思えなくなる。

共同使用、他人使用をぜひ全面的に自由化されたい。全面的自由化とは、繰返せば、

- (1) 資金的関係、業務上の提携関係等の条件を一切つけないこと。
- (2) メッセージ交換についても制限なしに認めること。

である。国内、国際を通じてであることはいうまでもない。

資料 12

データ通信利用制度の自由化
に関する調査報告書

(抄)

昭和 57 年 2 月

財団法人 日本データ通信協会

2. 調査内容と調査結果の要約

1. 調査内容

調査はデータ通信利用の現状（共同使用，他人使用，相互接続）と，データ通信利用制度の自由化に関する郵政省案^註に対する評価及び付加価値データ伝送サービスの利用意向，利用者保護の必要性の有無，電電公社業務との調整の可否等を主な内容としている。

註 参考資料として，以下の郵政省の報道発表資料（56年12月）を調査票に添付して回答を求めた。

- ① 「データ通信について」
- ② 「公衆電気通信法の一部を改正する法律案の内容」
- ③ 「付加価値データ伝送業務に関する法律案の内容」

2. 調査結果の要約

- ① データ通信利用制度（共同使用，他人使用，相互接続）の自由化に関する郵政省案に対し，満足度が高く，「不満がある」「やや不満がある」とする企業は6%前後にすぎない。また現行制度ではできないため，あきらめている企業では極めて高い満足度を示している。
- ② 民間企業の提供することになる付加価値データ伝送サービスについては，「すぐ利用する」「利用することがあるかもしれない」で72%を占めている。
- ③ 民間企業が付加価値データ伝送業務を行う場合，守秘義務，利用者保護のための措置が必要だとするものが，それぞれ96%，83%と圧倒的多数を占めている。
- ④ 電電公社・KDDの提供する基本的通信サービスとの調整については，最小限とすべきであるとするものが大多数を占めている。

註 調査結果中の%は四捨五入のため100%にならないものがある。

資料 13

臨時行政調査会答申

昭和 57 年 2 月 10 日

臨時行政調査会

臨時行政調査会答申

昭和 57 年 2 月 10 日

データ通信規制

コンピュータを利用したデータ通信の高度利用は、産業のみならず、医療、教育、行政、学術等を通じて国民の福祉の向上にとって極めて重要な役割を果たすものである。

その際、とりわけ重要なことは、通信と情報に係る急速な技術革新の成果を生かした高度で多様なコンピュータ利用が行われることである。このため、通信回線の利用については、国の規制を極力排し、民間の創意工夫が最大限に生かされるようにすべきであり、次の措置を講ずる必要がある。

1. データ通信回線の利用については、不特定多数を相手にもっぱらメッセージスイッチングを行うシステムを除き自由にする。
2. 必要最小限度の規制範囲を明定するため、ネガティブリスト方式を用いる。
3. 相互接続について、個別認可に係らしめる必要がある場合には、認可基準を明示する。

なお、プライバシー保護については、別途関係省庁で総合的な研究が進められるべきである。

資料 14

データ通信自由化について（意見メモ）

昭和 57 年 3 月 4 日

経団連・情報処理懇談会

データ通信自由化について（意見メモ）

昭和 57 年 3 月 4 日

経団連・情報処理懇談会

1. 臨調答申は完全実施すべきである

共同使用については電信電話的利用も含めて完全自由とするとともに、他人使用についても不特定多数を相手にもっぱらメッセージスイッチングを行なうものを除き自由とすべきである。

2. 臨調答申において、不特定多数を相手にもっぱらメッセージスイッチングを行なうシステムは今回の自由化の対象から除外されているが、これを今後も日本電信電話公社の独占にまかせておくというのは臨調答申の趣旨ではないと考える。これについても、必要最小限度のチェックを前提として、今回の許認可改善のための一括法案と同時に法的措置を講じ、速やかにこの分野への民間の参入の道を開くべきである。

以 上

データ通信自由化問題について

昭和57年3月15日

自由民主党政務調査会

会長 田中六助

データ通信自由化問題について

昭和 57 年 3 月 15 日

自由民主党政務調査会

会長 田 中 六 助

中曽根行政管理庁長官から調整を依頼された、データ通信自由化問題については、今次行政改革の精神、問題処理の緊要性、事務レベルの意見調整の過程等にかんがみ、次の方針により処理することが適当と考えるのでこの旨を同長官に回答する。

郵政・通産両省はじめ関係者は、右の考え方を了とされ、協力して事務的な詰めに当たりたい。

- (1) 業務上緊密な関係にある中小企業者のために使用されるものに限り、一定の条件の下に、他人の通信の媒介を認めるよう措置すること。
 1. 手続きを定めるに当たっては、今次行政改革の精神に則ること。
 2. 通信の範囲については、公社との調整をふまえて検討すること。
 3. 本措置は、他人使用の回線利用全体の新たな在り方につき結論を得るまでの間の臨時暫定のものとする。
- (2) 上記(1)の措置を具体化するに当たっては、行管・郵政・通産三省協力してこれに当たること。
- (3) 政府は、他人使用の回線利用全体の自由化の在り方につき、早急に結論を得るよう努力されたい。

その場合、通産省は、郵政省が必要かつ合理的な法的措置をとる場合には、誠意をもって、これに対応すること。

資料 16

データ通信回線利用制度について

昭和 57 年 3 月 18 日

自由民主党行財政調査会長

橋 本 竜 太 郎

行政事務の簡素合理化等に関する一括法改正案の与党審査に当り別紙の通り裁定する。

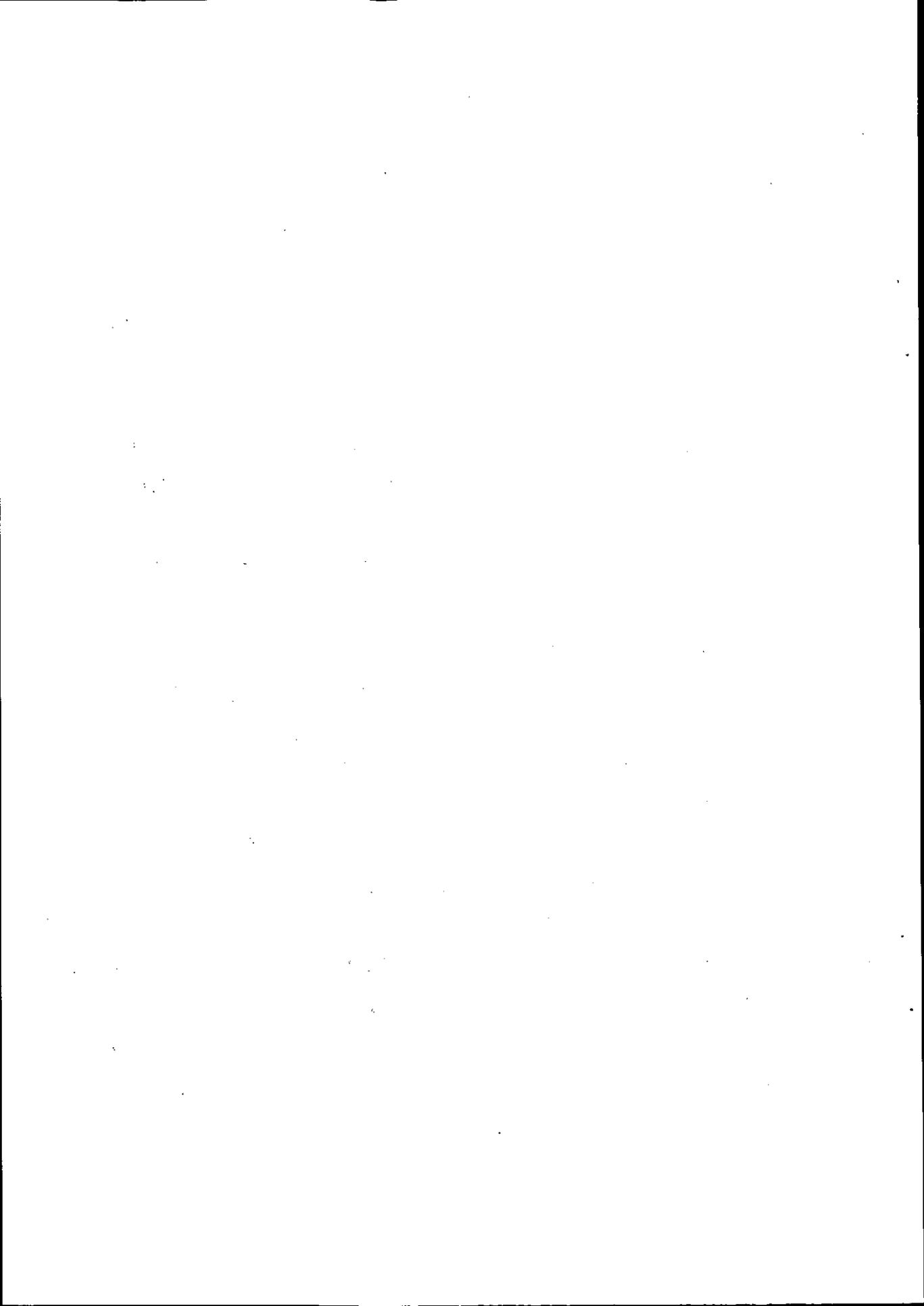
昭和 57 年 3 月 18 日

自由民主党行財政調査会長

橋 本 竜 太 郎

データ通信回線利用制度について

1. 業務上緊密な関係にある中小企業者のための他人使用について
 - (1) 通信の範囲については、公社との調整を急ぎ早急に結論を得るものとする。
 - (2) 他人の通信の媒介を認めるため今次行政改革の精神に則り、通信秩序維持に配意しつつ、必要最小限度の手続きを定めるものとする。
 - (3) 上記の考え方にに基づき、郵政省は、行政管理庁、通商産業省と十分に相談調整のうえ、措置の具体化を進めるものとし、省令の具体的内容を早急に定めるものとする。
 - (4) 他人使用の回線利用全体の自由化のあり方について、できる限り早期に結論を得るよう努めるとともに、この結論が得られた段階で、上記暫定措置の全面的見直しを行うものとする。
2. 今回の公衆電気通信法の改正における共同使用、他人使用の使用態様等について
 - (1) 共同使用、他人使用の使用態様、コンピュータ間接続、公-特接続の態様について
中途コンピュータでのメッセージ交換やデータ処理を伴う端末間通信等データ処理のためであれば自由な回線利用ができるようにする。
 - (2) 公-特-公接続について
データ処理のためのものについて個別認可で認めることとし、認められる形態については、できるだけ分かり易い内容、形式で周知に努めるものとする。
 - (3) 上記の細目については、郵政省は、行政管理庁、通商産業省と引続き十分相談調整するものとする。



行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理
及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関
する法律案要綱（抜萃）

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理
及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関
する法律案（抜萃）

昭和 57 年 4 月

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び 適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律 案要綱（抜萃）

第1 許可、認可等行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理

33 公衆電気通信法の一部改正

(1) 特定通信回線の共同使用関係

2人以上の者の共同使用に係る特定通信回線使用契約の申込みについては、個別認可制を廃止すること。

(2) 公衆通信回線の共同使用関係

公衆通信回線使用契約に係る電子計算機等の共同使用の制限を廃止すること。

(3) 他人の設置する電子計算機等との接続関係

他人使用契約に係る特定通信回線と当該契約に係る他人の設置する電子計算機等との接続を一定の条件のもとに認めるものとする。

(4) 公衆通信回線と特定通信回線等との相互接続関係

公衆通信回線と特定通信回線等との接続について、郵政省令で定める一定の基準に該当する場合には、個別認可を不要とすること。

（第33条関係）

第2 適用対象等の消滅及び行政目的達成等による法律の廃止を行うこと。

10 郵政省関係 2件 （第46条関係）

第3 その他

- 1 この法律は、一部を除き、公布の日から施行するものとする。
- 2 所要の経過措置を規定すること。

行政事務の簡素合理化に伴う関係法律の整理及び適用対象の消滅等による法律の廃止に関する法律案

(抜 萃)

(公衆電気通信法の一部改正)

第33条 公衆電気通信法(昭和28年法律第97号)の一部を次のように改正する。

第55条の11第2項を次のように改める。

2 公社又は会社は、2人以上の者から、これらの者が同一の電気通信回線を使用する特定通信回線使用契約の申込みを受けたときは、その申込みに係る者の業務上の関係又はこれらの者の当該電気通信回線を使用する態様が郵政省令で定める基準に適合する場合に限り、その申込みを承諾することができる。

第55条の13の次に次の1条を加える。

(他人の設置した電子計算機等の接続)

第55条の13の2 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者から、前条第1項の契約に係る電気通信回線に、当該契約に係る使用のため、他人の設置した電子計算機等を接続すべき旨の請求を受けたときは、当該電子計算機等がデータ通信技術基準に適合し、かつ、当該他人が当該電子計算機等につき、第55条の12に規定する特定通信回線使用契約者に係る義務と同様の義務を負うべき旨の同意書を公社又は会社に提出した場合に限り、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の同意書に係る義務が履行されないときは、同項の接続の承諾を取り消すことができる。

第 55 条の 15 第 1 項を次のように改める。

公社又は会社は、公衆通信回線使用契約の申込みを受けた場合で、その申込みに係る公衆通信回線及び交換設備の状況並びにこれらを使用する態様が、加入電話又は加入電信に係る公衆電気通信役務の提供に支障を及ぼさないようにするため公社又は会社が郵政大臣の認可を受けて定める基準に適合する場合には、その申込みを承諾しなければならない。

第 55 条の 16 を次のように改める。

(相互接続)

第 55 条の 16 公社又は会社は、特定通信回線使用契約者又は公社若しくは会社と公衆通信回線使用契約を締結した者(以下「公衆通信回線使用契約者」という。)から、その契約に係る電気通信回線と郵政省令で定める電気通信回線とを相互に接続すべき旨の請求を受けた場合において、その請求に係る電気通信回線の使用の態様が郵政省令で定める場合に該当するときは、その接続を承諾することができる。

2 公社又は会社は、前項の請求に係る電気通信回線の使用の態様が同項の郵政省令で定める場合に該当しない場合においても、その態様が公衆電気通信業務に支障を及ぼさないことについて公社又は会社が郵政大臣の認可を受けた場合は、その請求を承諾することができる。

第 55 条の 18 中「第 55 条の 11 第 2 項の規定は 2 人以上の者が同一の電子計算機等を使用する公衆通信回線使用契約の申込みの承諾について、同条第 3 項を「第 55 条の 11 第 3 項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

6 第 33 条の規定 公布の日から起算して 3 月を経過した日

資料 18

電気通信制度の転換期に際し

新たな情報ネットワーク化社会展望のための提言

昭和56年6月9日

オンライン推進委員会

改め

汎ネットワーク推進委員会

委員長 稲葉 秀三

目 次

A	新たな情報ネットワーク化社会展望のための提言	… 123
B	情報と通信をめぐる諸情勢の変化と進展	…………… 127
参考	電気通信制度をめぐるオンライン推進委員会 10年の回顧と諸提言	…………… 134

提 言 項 目

1. 有線，電波，公衆法等の統一見直しによる自由，多彩な民間情報ネットワークの建設
 2. 柔軟な料金政策による自由活発な回線利用体制
 3. 付加価値通信事業の許容によるわが国独自の民間ハイ・レベル・ネットワークの実現
 4. 衛星通信方式の自由利用による新宇宙ネットワーク産業の形成
 5. VIDEOTEX, TELETEXT, CATV 等と，従来の情報サービスとの相互位置づけを明確化することを含め，新時代の画像情報システムの実現
 6. 情報サービス分野における官公民の役割分担の明確化と公正競争原理に基づく市場形成
- 付 伝えられる当面の回線自由化中心問題点に関する当委員会意見

はじめに

当委員会は10年にわたりオンラインシステムを推進するため、ユーザーの立場に立った提言、主張を發表してきました。

現在、通信回線制度について、新らしく一つの転期が来ていると思われませんが、当委員会としては、若干のネガティブ・リストを検討すること以外の制限は一切不用であると指摘するに留め、当委員会が10年来かわらず主張してきた点については、昭和53年度の基本提言等を参考までに付し、以下に新らしい将来展望のための意見を表明することとします。

最近、いわゆるニューメディアの台頭が予告されています。しかし、これらについてはやはり複雑な制度問題が内在しています。そこで当委員会は、オンライン・オンエアを問わず、音声・データ・画像を問わず、情報処理サービス・情報提供サービスを問わず、委員会として関心を持つ分野を拡大し、オンライン推進委員会を汎ネットワーク推進委員会と改称します。そして、従来のオンライン情報システム以外にも、必要に応じ、VIDEOTEK、TELETEXT、CATV等について制度的観点から調査研究を行うとともに積極的に発言し、それらのニューメディアが国家社会に有益なシステムとしてユーザーの役に立つよう新らしく力をつくしたいと思ひます。

A 新たな情報ネットワーク化社会発展のための提言

- 1 現行の回線利用制限思想を根本的に転換し、有線電気通信法、電波法、公衆電気通信法等を新時代に即した斉合性のあるものとするための全面的な見直しを行って、自由で創意に満ち、多彩な諸種の民間情報ネットワークの建設を容易にすること。
- 2 これからますます複雑化し多様化する情報処理サービスおよび新しい情報サービスに対しては、電信電話料金とは別個の料金体系を適用すると共に、過渡期においては、ユーザーが利用しやすい柔軟な料金を設定し、新らしい回線や網を多くのユーザーが利用できるようにすること。
- 3 通信回線の付加価値提供サービスを早急に認め、技術的に高度で効率的な、わが国独自の民間ハイレベル・ネットワークを実現すること。
- 4 衛星通信の民間における効率的な利用に関する基本方針を早期に決定し、宇宙産業の一環としての新宇宙ネットワーク産業の形成を実現すること。

- 5 企業情報システムとしてのVIDEOTEK等、新しいメディアの諸条件を早期に検討し、これらのシステムと通常のオンラインないしオンエア情報処理サービスのかかわり、相互位置づけもあわせて検討の上明確にし、新時代にふさわしい民間画像情報システムを実現すること。

- 6 情報サービス産業分野においては、官公民の役割分担を明確にし、民業が主体である分野では競争原理に基づく公正な市場の形成を実現すること。

付 伝えられる当面の回線自由化中心問題点に関する
当委員会意見

頭記の件に関し、次の意見を表明します。

1 メッセージ交換は完全自由とすること。

第1にメッセージ交換の定義がそもそも困難であり、規制基準作成の可能性にも疑問があり、想定される実害は見当らないことを考えるとき、メッセージ交換は完全に自由とすべきであります。

音声とか、いわゆる内容の変更を伴わない情報としてのメッセージや、データ、画像などの伝達、処理がすべてデジタル化の方向にあり、しかもそれらの諸情報が混合、融合して利用されてゆくとき、なにがメッセージであるか、ある複合伝達情報のうちメッセージの占める割合はどの程度かなどの定義や判定は不可能となっています。このような現実の姿を無理に規制しようとするれば、メールボックスの二の舞となります。

いずれにしてもメッセージ通信とかメッセージ交換などの是非を論ずる時代は過ぎ去っています。

第2に、設備サービスとの均衡論もあります。設備サービスは、メッセージ交換が可能で、民間のサービスシステムはメッ

セージ交換は可能でないということは明らかに不公平であります。

2 相互接続の自由化に伴ない、いわゆる「公一特一公」接続は、一定の明示のネガティブ・リストを前提の原則自由とすること。

第1に、公一特一公の実現により、ある程度のクリーム・スキミングは発生するかもしれませんが、高価なコンピュータを使ってメッセージ交換を目的とするようなことは考えられません。しかし、データ処理の場合、公一特一公によるシステム・メリットは明らかなものがありますから、問題は誰の利益を主に守るべきかという点にかかります。やはりこれはユーザーの利益がまず考えられ、少なくとも、ユーザーの利益とキャリヤの利益の調和点が客観的に求められるべきであると思います。

上の趣旨に従えば、公一特一公は原則自由とし、ただ明示のネガティブ・リストをユーザーを含めた関係者の合意の下に作ることを提言します。

ただし、公一特一公を許認可制の対象としてこの問題の解決を計る方向には賛成できません。なぜならば従来の個別認可制については、10年の運用の後、ユーザーとして実務上見当がつかず、時間がかかり、自由申請権はなく、あまりにも疑問の多い制度であったからです。

B 情報と通信をめぐる諸情勢の変化と進展

1 現実にそぐわない現行回線利用制限

現在の回線利用制度は、その内容が制限的なもので、経済・社会の発展を著しく阻害しています。昭和46年公衆電気通信法改正当時と比べれば、相当な業務関係などの諸条件が認められなければ複数の者が一諸に回線を使えないという共同使用制限などの規定は、産業組織・構造の急速な変化にますます対応できなくなっています。

また、他人使用制限は昭和51年に一部緩和されましたが、この緩和でなお解決できない種類のコンピュータ/コンピュータ・ネットワーク実現のため、メールボックス・システムが採用される場合があります。このような現象は制度の不自然さから生ずるもので、好ましいものとは思われません。

なお、新データ網においては、すべての利用制限は解決されるといった誤解を招く解釈が一部に行われています。このDDXは誰もが誰にでも通信できる加入網の性格を持っていますが、同じ加入網であるいまの公衆通信回線と同じように、制度の上ではデータのやりとりについて特定通信回線に準じた制約を受けます。この点に誤解があるためにユーザーは困却し、メ

ユーザーは対応に苦慮しているケースもあります。

(注) メールボックスは、一種の苦肉の策で、制度上困難なコンピュータ／
／コンピュータ・ネットワーク——たとえばあるコンピュータについ
て情報の通りぬけを許さないという制約があるとき、甲からコンピュ
ータのメモリ（メールボックス）に情報を送りこみ、乙からあらため
てそのメモリ（メールボックス）まで情報をとりにゆき、結果として、
情報の通りぬけに近い効果をあげようというもので、メールボックス
が意味をもつシステムもありますが、上のような使いかたは、効率の
良いものではありません。

2 ユーザーにおける諸技術レベルの向上

最近における民間オンラインユーザーの技術、システムレベル
の発展にはめざましいものがあります。

入出力する情報は、音声、データ、画像と多様化し、それら
が、融合して使用されるに至っています。

もはやメッセージ通信の定義や可否を論ずる時代ではなくな
りました。そして、提供回線あるいは網の種類が増加に伴い、
ユーザーは諸種の制約に当惑しながら対処を計っている現状で
す。さらに、素子性能の向上と価格低下により、官・公・民を
通じ、情報の蓄積が急速に高まり、流通（伝送）条件さえ整え
ば、データベースとしてより高度な社会的利用が可能な段階に
立ち至っています。

3 国際的外部条件の影響

昭和55年から実現したICASの利用は急増しています。

ICASによってもちこまれたデータベース・サービスはかつてアメリカの政府資金により育成されたデータベースが、アメリカで許されたVAN（付加価値通信網）という媒体によって進展したものです。

標準的なVANともいえるDDX時代のわが国でも、特殊専門的なVANは、依然として必要であると思われれます。またFCC（連邦通信委員会）のいわゆる第二次コンピュータ調査の最終決定はわが国にも思想的に大きき影響を投げかけています。なおまた、ヨーロッパ諸国の回線規制はわが国に比べ案外緩く、逆にわが国のように基幹通信業者が情報処理業務を大規模に兼営している例は他にありません。

（注1）

VANというのは、通信回線で単純に情報を伝送するだけでなく、求めに応じて情報を回線網内に一時蓄積したり通信速度を変更したりすることのできる特殊な通信網（事業）のことです。

（注2）

アメリカFCCの第二次コンピュータ調査最終決定では、回線設備を自分で持つ基幹通信事業者に対しても情報処理分野への進出を許す（ただし、ATTについては別会社で行うことを要求する）一方、情報処理業者に対しては従来のような情報処理・通信処理などの概念分

類とそれに基づく規制を外して自由な行動を許し、76年における回線再販売許可と並んで、アメリカの情報処理産業の急速な成長を約束しています。

4 衛星通信の発展

アメリカの民間衛星通信会社SBSは既に本年1月から試験的営業を始めました。わが国においても、もし、民間の創意と工夫が十二分に活用できる体制になれば、すぐれた衛星通信システムが実現すると思われれます。

技術的には、十分可能なわけですが、やはり電波法に基づく制度的な問題のために、現在自由な双方向衛星通信を行うことはできません。国際的な関連もありますが、この点の障壁を緩和し、民間で経済的にも可能な関連情報システムが開発される方向を期待したいと思います。

5 新情報メディアの出現

わが国でも先進的なCATV（双方向有線テレビ網）都市の実験が早くから行われていますが、実験を超え一般化する機運はまだ見られません。それは、これらの実験においてユーザー側のコスト負担に関する検討がまだ十分ではないのではないかと思われる点と、現行回線制限の下では、民間で自由なCATV都市の実現が困難であるからです。

一方、ビデオテックス（VIDEOTEX，双方向有線画像情報システム）やテレテキスト（TELETEXT，文字多重放送型画像情報システム）といった画像システムがイギリスで始まり、アメリカではペイ・テレビ（有料／番組呼出TV）が商用化し、わが国でもVRS（ビデオ・レスポンス・システム，電電公社の高度映像情報実験システム）などのシステムが実験されています。

光ファイバー技術や画像用大容量記憶媒体の利用などは既に経済的に可能な段階に達していますから、民間でこれらの画像システムを将来実現することは、不可能ではないと思われれます。しかし、その場合は、まず、電波を含む諸種の通信利用制限に制約されます。これらのニューメディア，画像情報サービスの普及は世界の大勢ですから、わが国でも遅れることなく、民間の創育工夫を発揮できる場を持つ必要があります。

6 オフィス・オートメーション

オフィス・オートメーション（OA）の定義はまだはっきりしていないとはいえません。

少なくともいえることは、OAが単に多種多様なオフィス・コンピュータ，ワードプロセッサ，ファクシミリ，インテリジェント・コピーなどのスタンド・アローン機器の陳列ではないで

あろうということであります。OAの行きつくところは、これらの機器がネットワークで相互に接続され、分散した情報処理機能と情報蓄積、情報検索、情報転送能力などを最大限に発揮させることだと思えます。そして、そのようなOAネットワークは、現在すでに企業内システムとしての萌芽が見られますが、回線利用制限の壁がなくなれば、さらに開放的な、OAの輪の広がりとなつて期待できると思われまゝ。

7 料金問題

近年における情報伝送技術の革新にはめざましいものがあります。

特にデータ通信関係は、伝送技術革新の影響を最も大きく受けている分野です。回線あたり、あるいは単位情報量あたりのコストは急速に低下しています。また、データ通信回線サービス部門の収支率は非常に良いと推定されます。したがって、データ通信については、通常の電話料金体系と切り離した、別個の料金体系を適用すべきだ、という主張は、当委員会がくりかえし述べてきたところではあります。

さらに、現在においても、データ通信の場合、距離の遠近による通信コスト差は非常に少ないものと思われまゝし、今後さらに衛星通信や光通信が実用化されるあかつきには、通信料金

と距離とは無関係になってゆきます。これに上記のようなデータ通信回線サービス収支の収益状況をあわせるならば、データ通信においては、近距離料金の値上をしなくても、遠距離料金の低減が可能だと思われれます。

以上のような諸点について、十分ユーザーの声を反映する料金設定手続と柔軟な料金政策が望ましいと思われれます。

通信制度をめぐるオンライン推進委員会

10年の回顧と諸提言

1. 昭和44-46年 第一次回線開放運動

当委員会はアメリカの回線事情を多岐詳細にわたり調査報告し、一方当時のMIS視察によりアメリカにおけるオンラインシステムの開発に驚嘆した財界その他の協力を得て、第一次回線開放運動が行われました。

この運動は、ひとまず、昭和46年の公衆電気通信法改正による、データ通信回線サービスと、データ通信設備サービスの実現という成果に結実しました。

2. 昭和47-48年 回線使用啓蒙運動

この時期に、当委員会は電電公社、日本情報センター協会の協力の下に、連月、オンライン相談室を開催して、コンピュータと回線の結合によるオンラインシステムの啓蒙に当りました。

3. 昭和50年 第二次回線開放運動

数年にわたる第一次回線開放の結果の実態を分析し、制度が不十分であることを認めましたので、主として他人使用制限に関する制度緩和を提唱しましたが、昭和51年、他人使用制限一部緩和が実現しました。

4. 昭和53年 オンラインシステム推進に関する基本提言

当時、データ通信振興法案提案 — の動きがあったため、46年以来の当委員会の主張をまとめて、基本提言としました。当委員会の主張の骨子は、

有線電気通信法，電波法，公衆電気通信法 3 法の，オンラインシステムに対し
し斉合性ある全面見直し，という点に中心があり，この主張は終始変わりませ
ん。

5. 昭和 5 5 年 新データ網サービスに関する意見書

新データ網 — DDX — 発足にあたり，民間VANを予想してDDX付
加機能を限定しておくべきこと，国内データ網と国際データ網の斉合性の必
要性等を指摘し，併せて旧来の利用制限撤廃論に及んでいます。

6. オンライン化実態調査 昭和 4 5 年以降継続毎年実施

オンラインシステムの詳細な使用実態調査を，民間で唯一継続実施し，発
表しています。

第二次回線開放運動の提唱

(昭 5 0 . 4 . 1 3)

— わが国オンライン化推進のための郵政大臣宛要望の具体的内容 —

日本情報開発協会 }
日本情報センター協会 } 連名
ユーザー団体連合会 }

1. 基本的要請

(イ) 「通信」概念からの開放

独占前提の法制展開からの転換

(ロ) 有線法，公衆法，電波法等において上記(イ)に基づき諸規定の整備（法令），

共同使用・他人使用業務関係等制限撤廃（法，令），異種線接続の開放等

(ハ) 「準公衆通信事業者」の概念，内容の明確化

— VAN(Value Added Network) 許容の検討

(ニ) 特定回線料金体系の電話回線料金体系からの切り離し，低廉化

2. 早期実現要請

(イ) オンライン情報処理に係る限り(α)メッセージ通信制限解除(β)「一の電算機と一の端末に終始する」規定の撤廃（公衆法施規14条の13）

(ロ) 今回の特定回線の料金アップはやむをえないが予想される電話料金改訂の際，影響なきこと

(ハ) 新料金体系計画のとき — 1年以上前に示唆

(ニ) 新伝送網計画のとき — 1年以上前に示唆

(ホ) 公社情報処理サービスと民間計算センターの競合問題解決のための非公式・継続・懇談機関設置案 — 当局，民間業者，第三者

オンラインシステム振興に関する提言

昭和53年12月

オンライン推進委員会

オンラインシステム振興に関する提言

(昭和53年12月)

記

1. 基本提言

- (イ) 『情報処理設備、ソフトウェア、通信設備と、それらの機能が統合されたシステム』として、オンラインシステムを把握すること
- (ロ) 上記理解に伴う関連諸法制等の整備

2. 基盤整備

- (イ) 諸標準化、諸互換性等促進体制の強化
- (ロ) オンライン化促進財税制の強化

3. 端末機設備推進対策

- (イ) 標準化、互換性向上と、中堅・中小企業へのオンライン化浸透をはかるための端末機の開発、製造、流通に関し積極的な施策が必要
- (ロ) メーカーの努力と共にユーザーの協力が必要

4. ソフトウェア対策

オンライン関連ソフトウェアの開発、流通等につき、さらに積極的な施策が必要

5. 現行通信回線利用制度の転換

- (イ) 基本的要請として、第1項の基本提言に基づき、統合された概念としてのオンラインシステムについては、メッセージ通信を「主」たる目的とする場合を除き、一切の回線利用制限撤廃が妥当な要望であり、オンライン進展のため必須な転換であることを強く提言
- (ロ) 早急に必要な当面の措置

- (a) 共同使用における業務関係範囲拡大，メッセージ通信制限解除
- (b) 他人使用における端末の一電子計算機限り接続制限解除，メッセージ通信制限解除
- (c) 相互接続につき，個別認可制から基準認可制への変更

6. デジタル網利用の根本理念

- (イ) DDX，VENUSは，交換網であるその本質に則り，また新ネットワークとしての使命のため，妥当な技術基準以外，一切の利用制限のないことを要望
- (ロ) デジタル網へのアクセスについては，方法，条件，料金等につき利用者の便宜のため十分な配慮を要請

7. 回線料金

- (イ) 現行特定回線料金体系の，電話料金体系リンク思想からの脱却 — 遠距離料金軽減，料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化
- (ロ) デジタル網についての新構想による料金体系と，料金水準の各国平均水準に比べて同等または同等以下への低廉化
- (ハ) 夜間休祝日割引料金制，バルク料金制等の広汎な導入
- (ニ) 料金新設改訂手続の明定化 — 実際の利用者の意見事前聴取，取り入れ

8. サービス体制

- (イ) 夜間，土日祝日保守態勢の整備
- (ロ) 回線利用申請手続の簡素化，迅速化

9. 準公衆通信事業者制導入の検討

民間VAN業者許容検討の必要

10. 苦情処理機構

回線提供不認可または付条件や、設備サービスと民間センターの競合問題等の案件の処理を目的とする苦情処理機構の設置

11. ハードウェア・メーカーへの要望

- (イ) ハードウェア先行，ソフトウェア不備傾向の是正
- (ロ) 互換性の拡大
- (ハ) マニュアルの平易化

新データ網サービスに関する意見書

昭和55年3月

オンライン推進委員会

新データ網サービスに関する意見
(とくにパケット交換サービスについて)

1. 新データ網における付加機能の限定

新データ網の付加機能は、現在までに公表された範囲に限定され、情報処理・情報検索機能を含めしないことが望ましいと考えます。

2. 準公衆通信事業(民間付加価値通信事業)の認容の必要

民間においても、その回線を利用して自由に他人のために付加価値通信サービスを展開できるようにするのが、このサービスを提供する側についても、またこのサービスを楽しむ側についても有用であり、わが国オンラインシステム発展のため望ましいと考えます。

3. 回線/端末・電算機等/インターフェースの規準などの公平性と利用者負担限度

回線/端末・電算機等/インターフェース規準やパッド(パケット/アセンブラ/ディスクアセンブラ)の規格は、国際標準の動向を顧慮すると共に、各種の端末・電算機等に対し広汎かつ公平に対応またはこれらを収容する規準・規格であることが望ましいと考えます。

また、万一将来インターフェース規準が変動するとき、その影響は、すべて網側(通信事業者側)で吸収されることが望ましいと考えます。

4. 国内データ網と国際データ網の利用規準等の斉合性の必要

わが国の国内新データ網サービスと国際加入データサービスとの間で、技

術規準，利用方式等につき必要充分な斉合のとられることが利用者の便宜上望ましいと考えます。

5. 料金の各国水準同等または同等以下への低廉化の必要

パケット交換サービス料金は，パケット交換の本質に鑑み，また安価な欧米各国の例を参照し，各国水準同等または同等以下に設定されることが望ましいと考えます。

6. 回線利用制限撤廃の必要と新データ網の利用便益上の位置づけ

現行回線利用制限存置のままでは，新データ網をどのように位置づけるにせよ，ネットワーク構築条件の複雑化，混乱のおそれなしとしません。現行回線利用制限が早急に撤廃され，各種回線についてそれぞれ利用上の便宜にかなう位置づけがなされることを期待したいと思います。

7. 競合問題の回避

従来からのデータ通信設備サービスと民間情報処理サービス業者との競合問題に加え，将来データベースサービスなどで公衆通信事業者と民間情報提供サービス業者の競合を懸念する声があります。このような懸念が杞憂に終るような関連事情の推移ないし配慮を望みたいと思います。

8. オンラインシステム振興に関する提言の再唱

当委員会は，昭和53年12月，オンラインシステム振興に関する詳細な提言を行いました。パケット交換サービス問題は全体のオンライン問題の一環としてとらえる必要がありますので，同提言本文を再添付し，再び同提言

諸項目の必要性、重要性を強調したいと考えます。

——禁無断転載——

昭和 57 年 3 月 発行

発行所 財団法人 日本情報処理開発協会

東京都港区芝公園 3 丁目 5 番 8 号

機械振興会館内

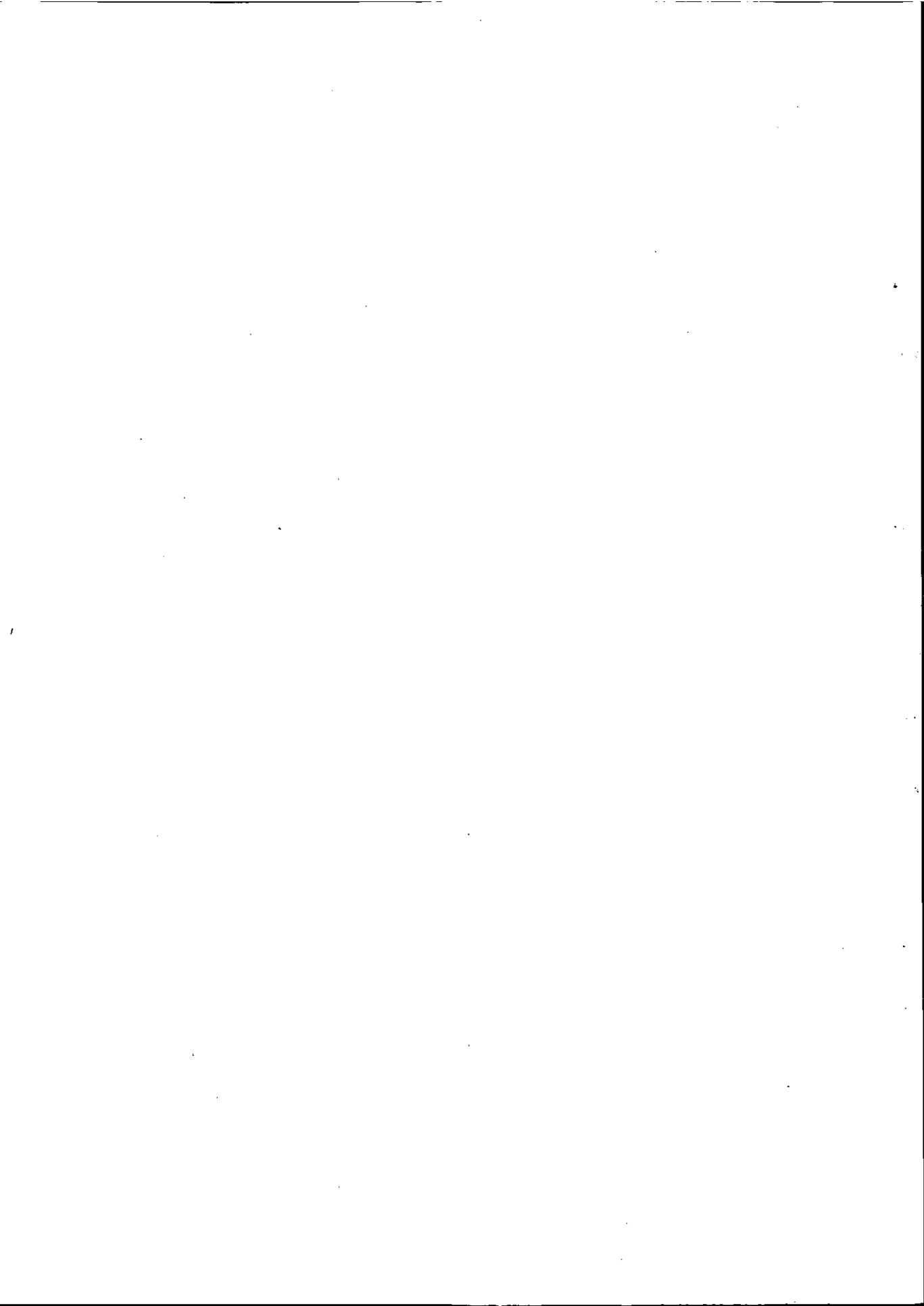
TEL (434) 8211 (代表)

印刷所 三協印刷株式会社

東京都渋谷区渋谷 3 丁目 11 番 11 号

TEL (407) 7316

56-R 007





原本 (持出厳禁)

受付 No.	C-10
受付年月日	
作成課	